

平成23年度
男女共同参画社会の形成の状況
及び
平成24年度
男女共同参画社会の形成の促進施策
(平成24年版男女共同参画白書)

概 要

内 閣 府

これは平成23年度男女共同参画社会の形成の状況・平成24年度男女共同参画社会の形成の促進施策（男女共同参画白書）の要旨を内閣府でまとめたものであり，引用等については直接白書本体によられたい。

平成23年度男女共同参画社会の形成の状況
及び
平成24年度男女共同参画社会の形成の促進施策

概 要

目 次

平成23年度 男女共同参画社会の形成の状況

第1部	男女共同参画社会の形成の状況	
特集	男女共同参画の視点からの防災・復興	1
第1節	東日本大震災の発生	1
第2節	被災者の状況	2
第3節	復興に関する施策	9
第4節	東日本大震災の教訓を未来へ	10
第1章	政策・方針決定過程への女性の参画	15
第2章	女性の活躍と経済社会の活性化	18
第3章	就業分野における男女共同参画	20
第4章	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	23
第5章	高齢男女をめぐる状況等	25
第6章	女性に対する暴力	26
第7章	生涯を通じた女性の健康	28
第8章	教育・研究分野における男女共同参画	29

第2部 平成23年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

はじめに	平成23年度を振り返って	33
第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	34
第2章	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	34
第3章	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	34
第4章	男性、子どもにとっての男女共同参画	35
第5章	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	35
第6章	男女の仕事と生活の調和	35
第7章	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	36
第8章	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	36
第9章	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	36
第10章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	37
第11章	生涯を通じた女性の健康支援	37
第12章	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	38
第13章	科学技術・学術分野における男女共同参画	38
第14章	メディアにおける男女共同参画の推進	38
第15章	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	39
第16章	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	39

平成24年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	41
第2章	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	41
第3章	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革	41
第4章	男性，子どもにとっての男女共同参画	42
第5章	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	42
第6章	男女の仕事と生活の調和	43
第7章	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	43
第8章	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	43
第9章	高齢者，障害者，外国人等が安心して暮らせる環境の整備	44
第10章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	44
第11章	生涯を通じた女性の健康支援	45
第12章	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	45
第13章	科学技術・学術分野における男女共同参画	45
第14章	メディアにおける男女共同参画の推進	46
第15章	地域，防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	46
第16章	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	46

平成23年度 男女共同参画社会の形成の状況

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

特集 男女共同参画の視点からの防災・復興

東日本大震災の発生から1年3か月が経過した。被災地では、一日も早い生活の安定や地域における暮らしの再生に向け、様々な取組が行われている。震災への対応は正に継続中であるが、一方で、今後このような大規模災害が発生したときに備え、防災対策の充実・強化が急務である。

ここでは、東日本大震災時の状況及び国等の対応について、男女共同参画の視点から検証を行うとともに、現在進行中の防災・復興対策の中で、あるいは未来に向けて、教訓として常に留意すべき事柄を明らかにする。

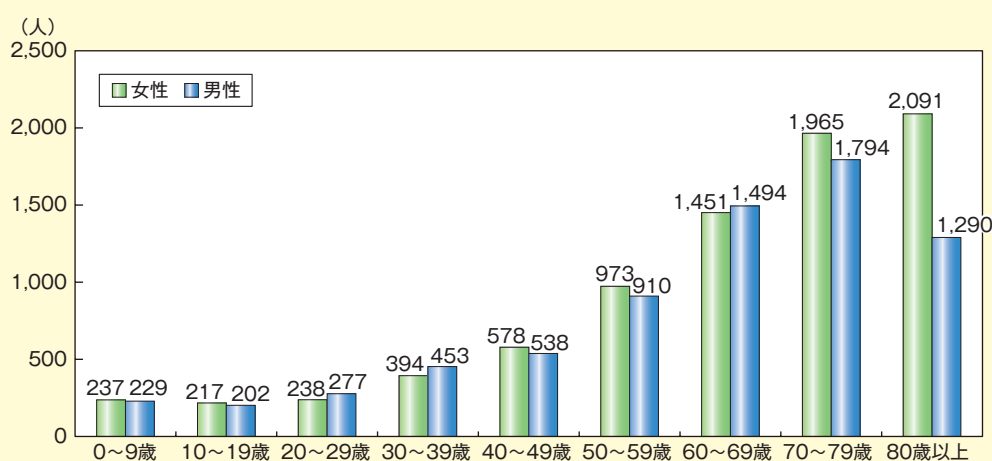
第1節 東日本大震災の発生

1 震災の発生

被害が大きかった岩手県、宮城県及び福島県における死者は、女性8,363人、男性7,360人、性別不詳63人となっており、女性が男性より1,000人程度多い。この差は、ほとんどが70歳以上の死者数の差によるもので、高齢者で男女の死者数の差が大きくなっている（第1図）。

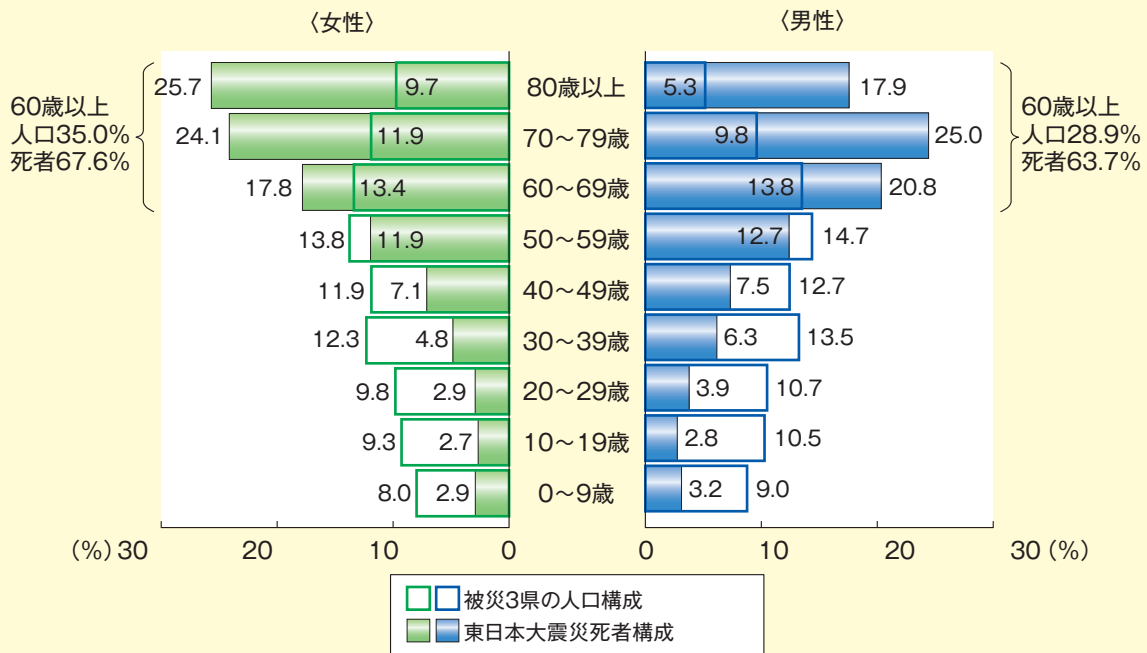
岩手県、宮城県及び福島県の死者数と、平成22年国勢調査に基づく3県の人口とを男女別・年齢階級別に比較すると、人口に占める60歳以上の割合が、女性35.0%、男性28.9%であるのに対し、死者数に占める60歳以上の割合は、女性67.6%、男性63.7%となっており、人口に占める割合に比べて、男女を問わず高齢者が多く犠牲となっている（第2図）。

第1図 東日本大震災の男女別・年齢階層別死者数（岩手県・宮城県・福島県）



(備考) 1. 警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【23.3.11～24.3.11】」より作成。
2. 性別不詳、年齢不詳は除く。

第2図 東日本大震災における男女別死者数と地域人口の年齢構成比較（岩手県・宮城県・福島県）



(備考) 1. 警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【23.3.11～24.3.11】」及び総務省「国勢調査」(平成22年)より作成。
 2. 数値は男女それぞれを100としたときの各年齢階層の構成比(%)。
 3. 被災3県の人口構成は、年齢不詳を除く。東日本大震災死者構成は、性・年齢不詳を除く。

2 救出・救助活動等

今回の震災では、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊が連携し、大規模な救出・救助活動が行われた。

警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省における被災地への派遣人員数について、男女別の内訳は把握されていない。

3 津波からの避難行動

内閣府、消防庁及び気象庁では、平成23年7月上旬から下旬にかけ、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者を対象に、「津波避難等に関する調査」を共同で実施した。

同調査では、災害発生時において、女性は、家族や近所の人等、周囲の声かけにより情報を入手し、複数人で避難をするなど、男性と比べて地域の人とのつながりが強いことが浮かび上がった。

第2節 被災者の状況

1 避難所の状況

避難所の設計・運営の中心を担うことが多かった自治会長は、岩手県、宮城県及び福島県では96～97%程度が男性であり、女性等への配慮の必要性の認識が十分浸透していなかったことが指摘されている。

内閣府では、平成23年11月から24年3月にかけ、被災地及び被災地を支援した地方公共団体、民間団体等を対象に、「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」を実施した。同調査では、避難所運営の責任者に女性が加わっていないことから、(ア)女性の要望や意見が重視されない傾向にあったこと、(イ)女性用の物資が不足していても女性が要望することを躊躇する傾向にあったことが報告

された。また、固定的な性別役割分担意識から、がれき処理は男性が担当し、避難所の食事準備は女性が担当することと固定化され、かつ、がれき処理には日当が支払われるのに対し、食事準備には対価が支払われないことが多かった。

2 応急仮設住宅の状況

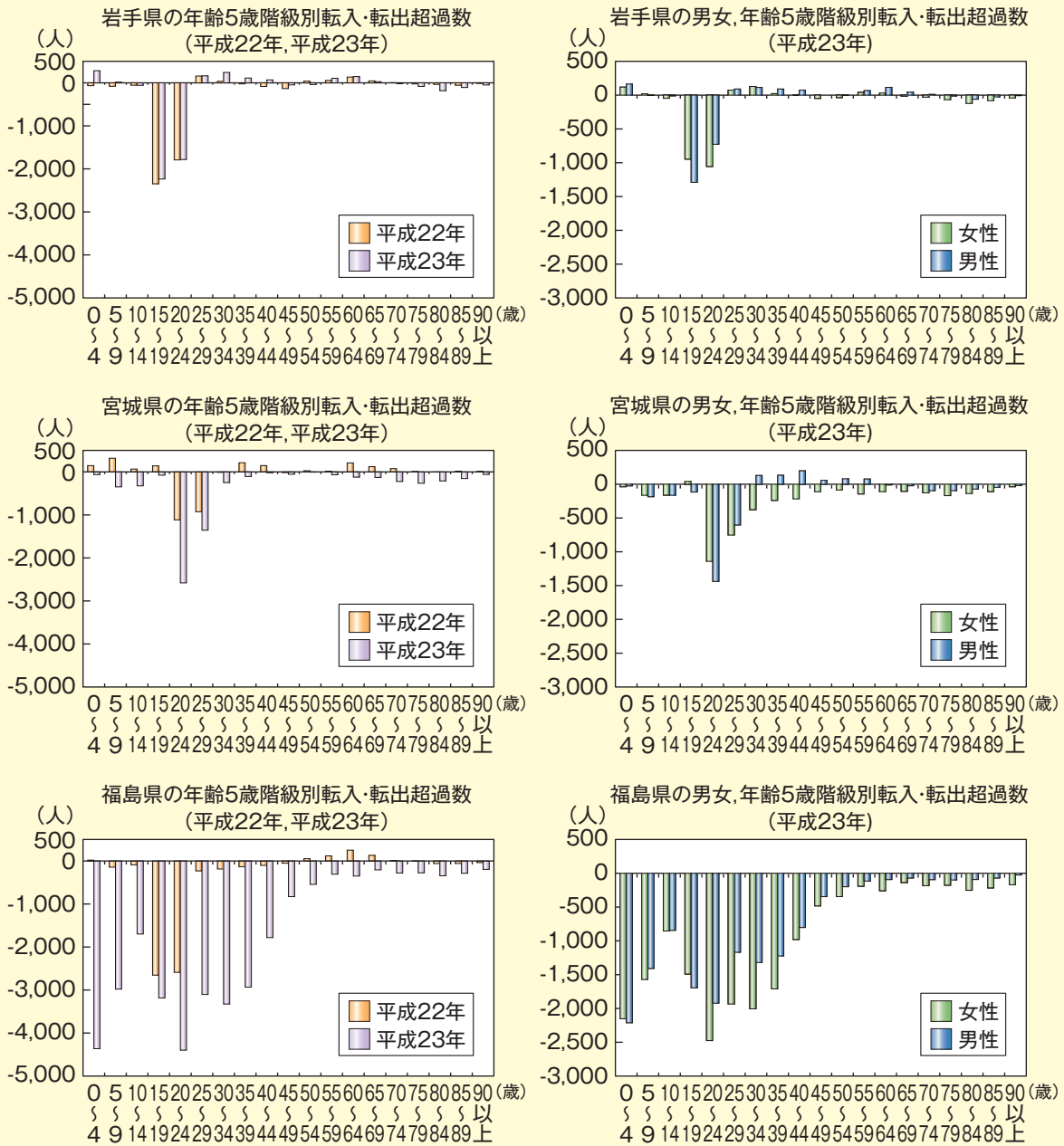
仮設住宅は、砂利道や玄関・風呂の段差等、バリアフリー化されていないことから、高齢者、障害者等にとって生活上の困難があったほか、前出の内閣府の調査では、(ア)仮設住宅の責任者の多くが男性で、女性が主体的にコミュニティ運営に関わっている例が少ない、(イ)仮設住宅内に乳幼児や学童が安心して過ごせる場所が不足している、(ウ)集会所等での集まりに男性の参加が少なく、孤立化の懸念があることなどが報告された。

3 人口移動の状況

平成23年における岩手県、宮城県及び福島県の転入・転出超過数（都道府県間の移動者数）は、岩手県では、前年に比べて転出超過数が大幅に増加している年齢区分はないが、宮城県では20～24歳及び25～29歳で、転出超過数が大幅に増加している。

福島県では、全年齢区分で転出超過となっており、中でも0～14歳は前年に比べて大幅な増加となっている。男女別に見ると、0～14歳では、女性4,577人、男性4,463人と男女の差がそれほど大きくないのに対し、その親世代の中心となる25～44歳の転出超過数は、女性6,628人、男性4,514人で、女性が男性を大きく上回っている（第3図）。

第3図 岩手県・宮城県・福島県の転入・転出（都道府県間）の状況



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成23年結果－全国結果と岩手県、宮城県及び福島県の人口移動の状況－」より作成。
 2. 平成23年には震災発生前の数値が含まれている。
 3. 都道府県をまたいで市区町村間で住所を移し、転入の届出を行った者の数。なお、住民基本台帳人口移動報告には、避難先市区町村に転入届を提出していない人は含まれない一方、震災を直接の原因としない移動（進学や就職等に伴うもの）も含まれている。
 4. 「転入・転出超過数」＝「他都道府県からの転入者数」－「他都道府県への転出者数」

4 雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における有効求職者数（平成24年2月）は、前年同月と比較すると、女性は10.8%増に対し、男性は2.4%減となっている（第4表）。

雇用保険受給者実人員（平成24年2月）は、女性3万4,256人、男性2万4,060人で、男性は前年

同月の約1.7倍であるのに対し、女性は約2.3倍で、男性に比べて女性の増加率が高く、女性の方がより厳しい雇用状況となっている（第5表）。

沿岸部のハローワークでは、女性の求職者数が比較的多い食料品製造の職業では、有効求人倍率は低くなっている。一方、建設・土木の職業等では有効求人数が有効求職者数を上回っているが、女性の求職者が極めて少ないなど、女性の被災者の希望する仕事と求人の多い仕事とにミスマッチが見られる（第6図）。

第4表 岩手県・宮城県・福島県の雇用動向（男女別）

		有効求職者数（上段：人，下段：％）						就職件数（上段：件，下段：％）			
		平成23年5月	8月	11月	24年2月			平成23年5月	8月	11月	24年2月
岩手県	女性	24,601 (26.0)	20,480 (23.6)	18,964 (18.1)	19,505 (10.6)	岩手県	女性	2,108 (24.8)	1,871 (16.9)	1,907 (16.9)	1,972 (15.1)
	男性	21,325 (4.3)	16,597 (-4.2)	14,692 (-4.8)	15,694 (-2.9)		男性	2,016 (38.1)	1,766 (24.6)	1,652 (5.2)	1,539 (28.5)
宮城県	女性	39,387 (26.7)	34,888 (23.6)	31,913 (15.7)	30,691 (14.7)	宮城県	女性	2,289 (11.5)	2,470 (23.8)	2,242 (3.9)	2,264 (12.2)
	男性	36,551 (15.0)	30,933 (5.3)	27,350 (1.4)	25,829 (-1.1)		男性	2,282 (43.0)	2,503 (31.0)	2,117 (13.1)	2,136 (38.9)
福島県	女性	28,304 (14.1)	25,084 (11.9)	23,049 (8.4)	22,529 (6.1)	福島県	女性	2,323 (22.5)	2,207 (26.6)	1,992 (14.9)	1,908 (9.5)
	男性	25,214 (-3.3)	22,253 (-2.0)	20,462 (-2.3)	19,515 (-3.7)		男性	1,916 (13.9)	2,170 (40.4)	1,940 (20.9)	1,624 (20.7)
3県合計	女性	92,292 (22.4)	80,452 (19.7)	73,926 (13.9)	72,725 (10.8)	3県合計	女性	6,720 (19.2)	6,548 (22.7)	6,141 (11.2)	6,144 (12.2)
	男性	83,090 (6.1)	69,783 (0.5)	62,504 (-1.3)	61,038 (-2.4)		男性	6,214 (31.2)	6,439 (32.1)	5,709 (13.1)	5,299 (29.8)

- （備考）1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別）」より作成。
 2. 下段の（ ）内は、対前年同月増減率（％）。
 3. 全て原数値である。

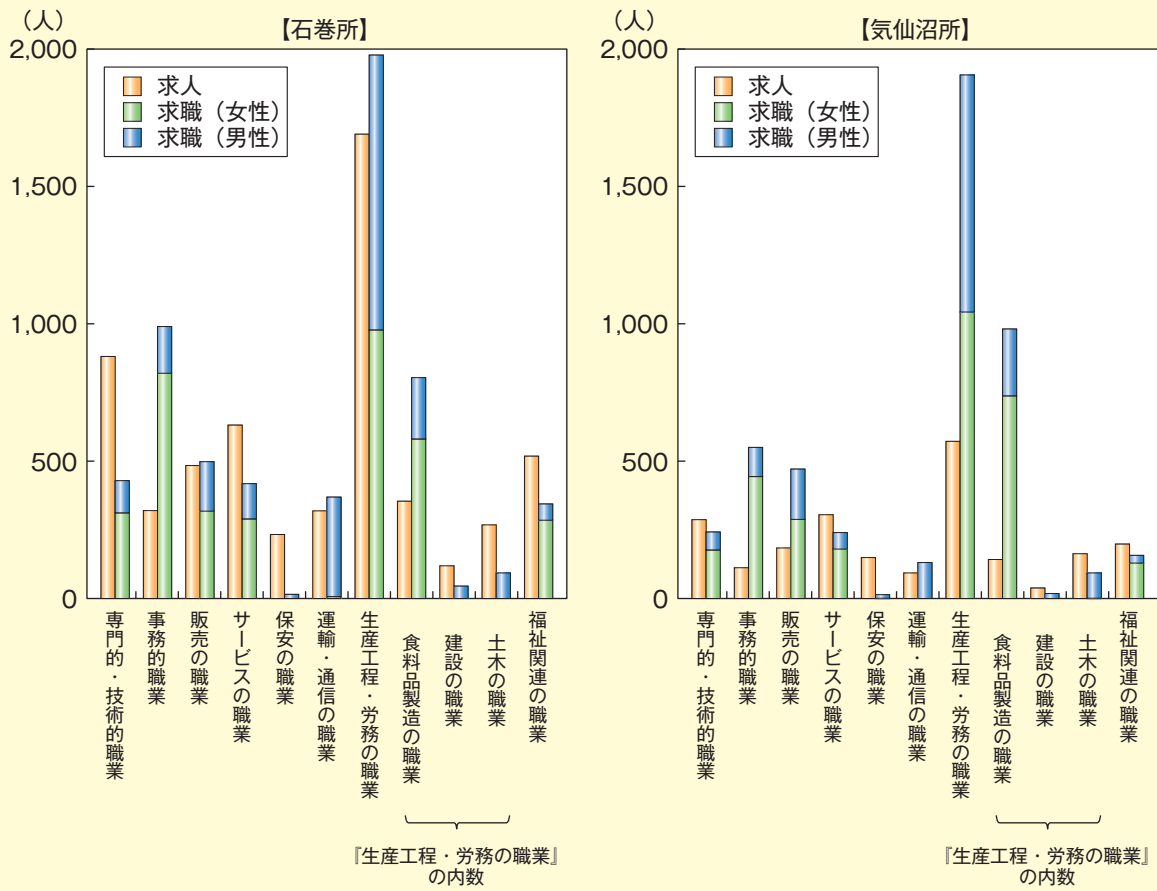
第5表 岩手県・宮城県・福島県の雇用保険受給者実人員（男女別）

（単位 上段：人，下段：％）

		平成23年5月	8月	11月	24年2月
岩手県	女性	8,666 (100.6)	8,863 (93.9)	7,230 (87.8)	6,829 (94.3)
	男性	6,951 (36.1)	5,825 (17.0)	4,527 (15.0)	4,255 (22.1)
宮城県	女性	17,652 (144.1)	19,406 (131.8)	16,338 (135.6)	15,261 (145.3)
	男性	15,296 (118.1)	14,810 (95.2)	12,188 (88.7)	10,875 (79.1)
福島県	女性	13,403 (107.0)	15,453 (121.0)	14,033 (136.3)	12,166 (126.1)
	男性	11,269 (75.6)	11,355 (76.1)	9,916 (81.1)	8,930 (80.2)
3県合計	女性	39,721 (120.4) 約2.2倍	43,722 (119.3) 約2.2倍	37,601 (124.8) 約2.2倍	34,256 (126.6) 約2.3倍
	男性	33,516 (80.8) 約1.8倍	31,990 (68.3) 約1.7倍	26,631 (67.8) 約1.7倍	24,060 (65.8) 約1.7倍

- （備考）1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）（男女別）」より作成。
 2. 雇用保険受給者実人員には、個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付を含む。
 3. 雇用保険の数値は自発的失業や定年退職、その他特例（休業、一時離職）対象分も含む。
 4. 下段の（ ）内は、対前年同月増減率（％）。

第6図 ハローワーク別の有効求人数・有効求職者数（平成24年1月）



(備考) 1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況(月次)(男女別)」(平成24年1月)より作成。
 2. 求人申込書における「性別」欄はないため、有効求人数の男女別はない。
 3. 「福祉関連の職業」は、他の職業区分の中から、「福祉関連」の職業を足し上げたもの。

5 心の健康の状況

被災者の健康状態について、厚生労働省研究班が「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」として、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市の住民を対象に調査を行った。

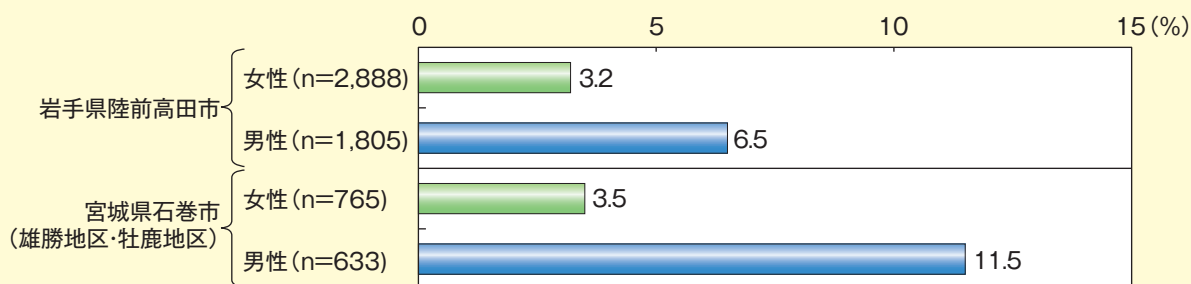
同調査について、男女別で集計したところ、震災前後の成人の飲酒量の変化は、全体として変化のない者が多いが、陸前高田市、石巻市共に、飲酒量が増加している者は、女性が3%台であるのに対し、男性では約7～12%と高くなっている（第7図）。

また、睡眠障害が強く疑われる者は、陸前高田市では、女性44.4%、男性27.7%、石巻市では、女性50.2%、男性32.4%となっている（第8図）。

さらに、こころの状態（心の元気さ）を測る指標の点数分布を見ると、個別の対応が必要とされる13点以上の重症群は、陸前高田市では、女性7.0%、男性3.3%、石巻市では、女性8.4%、男性6.0%となっている（第9図）。

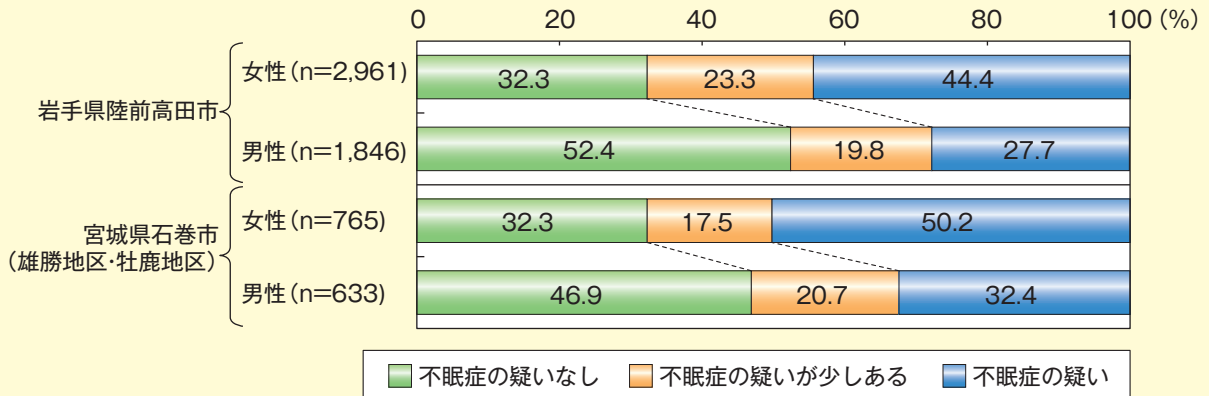
このように、震災による健康への影響は、睡眠障害、心の元気さ共に、男性よりも女性でより強い影響が見られる。

第7図 飲酒量が増加した人の割合（陸前高田市、石巻市）（男女別）



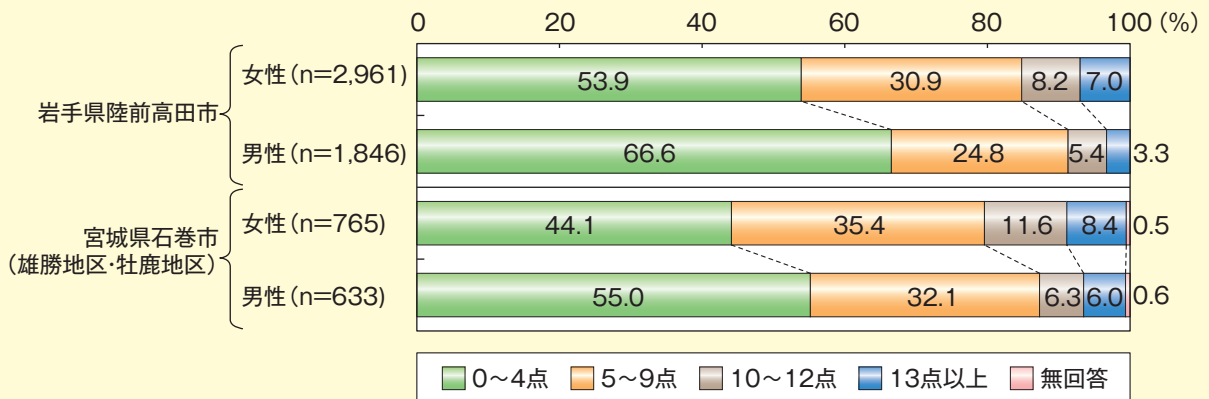
- (備考)
1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人（ただし、飲酒量に関する設問は20歳以上）が集計対象である。
 3. 震災前と震災後の1週間当たりの飲酒量を尋ね、震災前に比べて飲酒量が増えた人の割合である。
 4. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 5. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。

第8図 睡眠に関する状態（陸前高田市, 石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人が集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 4. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。
 5. WHO（世界保健機関）が中心となって設立した「睡眠と健康に関する世界プロジェクト」が作成した不眠症判定法（アテネ不眠尺度）に基づき調査した結果。回答者は、睡眠に関する8つの問について過去1か月間の状況に基づいて回答し、その合計点数によって不眠症の度合いを判断する（0～3点：不眠症の疑いなし、4～5点：不眠症の疑いが少しある、6点以上：不眠症の疑い）。

第9図 こころの状態（陸前高田市, 石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人が集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 4. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。
 5. 米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害等の精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された「K6」という尺度を用いて調査した結果。心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。回答者は、6つの問に回答し、その合計点数によってこころの状態を判断する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

6 犯罪被害・暴力被害等の状況

岩手県、宮城県及び福島県における刑法犯の認知件数（平成23年度）は、各県共に前年度から約14～20%減少しており、全国よりも被災3県の減少率が高くなっている（第10表）。

性犯罪についても、強姦、強制わいせつの認知件数は、おおむね前年度に比べて減少している（第11表）。

内閣府では、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県、24年2月11日から福島県において、地方公共団体及び民間団体と協働し、全国の相談員の協力を得て、電話や面接により、東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を行っている。

「配偶者のアルコール依存が進み暴力がひどくなった」、「自宅が全壊して移り住んだ環境に配偶者がなじめず、イライラして当たり散らされる」、「震災で住まいと仕事を失い、別居していた配偶者と同居したが暴力に耐えられない」、「震災後に元交際相手が支援物資を持って駆け付けてくれ、心細さからよりを戻したが、暴力がひどくなり怖い」などの相談が寄せられている。

第10表 岩手県・宮城県・福島県における刑法犯の認知件数

（単位：件）

	平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	6,337	7,365	-14.0%
宮城県	20,144	24,354	-17.3%
福島県	15,621	19,586	-20.2%
3県合計	42,102	51,305	-17.9%
(参考)全国	1,468,549	1,570,050	-6.5%

（備考）1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第11表 岩手県・宮城県・福島県における性犯罪の認知件数

（単位：件）

		平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	強姦	9	14	-35.7%
	強制わいせつ	41	46	-10.9%
宮城県	強姦	15	27	-44.4%
	強制わいせつ	145	138	5.1%
福島県	強姦	16	17	-5.9%
	強制わいせつ	87	122	-28.7%
3県合計	強姦	40	58	-31.0%
	強制わいせつ	273	306	-10.8%
(参考)全国	強姦	1,185	1,269	-6.6%
	強制わいせつ	6,974	7,003	-0.4%

（備考）1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第3節 復興に関する施策

1 復興の基本的枠組み

平成23年6月に成立した東日本大震災復興基本法には、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が掲げられている。

東日本大震災復興対策本部が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」には、基本的考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記され、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが記載された。

有識者から成る東日本大震災復興構想会議は15人中1人、同会議の下に置かれた東日本大震災復興構想会議検討部会は19人中2人が女性委員であったが、平成24年2月の復興庁の発足に伴い新設された復興推進委員会では、15人中4人が女性委員となっている。

2 地方公共団体における復興への取組

被災沿岸市町村のうち、国の職員が赴き復興計画策定を技術的に支援した43市町村について調査したところ、平成24年4月現在、復興計画の策定に当たり外部有識者を含めた委員会等を設置している38市町村の委員会における女性委員は、751人中84人(11.2%)となっている。このうち9市町村では、女性委員がゼロである。

3 被災地における女性の就業・起業等の支援

被災した地方公共団体の多くで、震災前から、高齢化や人口減少が進んでいる。地域における暮らしの再生に当たっては、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いとともに、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画することが重要である。

被災地では、避難所の炊き出しのボランティアとしての活動がきっかけとなり、弁当製造販売事業やコミュニティ・カフェ等の新しい事業が生まれている。

各府省において、被災地における女性の就業・起業等を支援する取組が実施されている。

第4節 東日本大震災の教訓を未来へ

1 中央防災会議等の動き

中央防災会議では、平成23年12月に「防災基本計画」を修正し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めること、仮設住宅の運営管理において女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮することといった内容をより具体的に盛り込んだ。

中央防災会議は27人中2人、同会議の下に置かれた防災対策推進検討会議は20人中5人が女性委員となっている。

東日本大震災の発生とその後の対応の教訓を踏まえて、地方公共団体においても、地域防災計画を修正する動きが出ている。平成23年度中に、27道府県が地域防災計画を修正した。

災害対策基本法に基づき、地方公共団体が設置する地方防災会議における女性委員の割合は、平成24年4月現在で、都道府県では4.5%（前年3.5%）となっている。前年の状況と比べると、女性委員がゼロの都道府県は、12都府県から6都県に減少した(第12表)。

このような取組をより一層推進していくため、内閣府及び消防庁は、平成24年5月に、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について、各都道府県宛てに通知した。

さらに、第180回国会に提出された「災害対策基本法の一部を改正する法律案」においては、地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、地方防災会議の委員について自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できるものとされている。

第12表 地方防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
北海道	58	4	6.9	5.2
青森県	49	4	8.2	4.1
岩手県	57	1	1.8	1.8
宮城県	49	1	2.0	2.1
秋田県	54	2	3.7	5.8
山形県	50	2	4.0	4.0
福島県	49	3	6.1	8.2
茨城県	45	1	2.2	2.2
栃木県	49	2	4.1	2.0
群馬県	42	1	2.4	2.4
埼玉県	63	3	4.8	3.3
千葉県	54	1	1.9	1.9
東京都	62	0	0.0	0.0
神奈川県	49	5	10.2	0.0
新潟県	58	4	6.9	6.9
富山県	56	4	7.1	7.4
石川県	60	2	3.3	3.3
福井県	55	1	1.8	0.0
山梨県	55	1	1.8	1.9
長野県	57	1	1.8	0.0
岐阜県	51	3	5.9	4.0
静岡県	48	2	4.2	2.0
愛知県	66	0	0.0	0.0
三重県	48	1	2.1	6.5
滋賀県	51	1	2.0	2.0
京都府	59	3	5.1	5.2
大阪府	53	1	1.9	0.0
兵庫県	49	3	6.1	0.0
奈良県	53	4	7.5	1.9
和歌山県	48	0	0.0	0.0
鳥取県	54	9	16.7	16.7
島根県	59	8	13.6	8.5
岡山県	48	3	6.3	2.2
広島県	55	0	0.0	0.0
山口県	57	1	1.8	3.5
徳島県	53	10	18.9	20.0
香川県	50	4	8.0	8.2
愛媛県	44	0	0.0	2.3
高知県	52	3	5.8	0.0
福岡県	48	0	0.0	0.0
佐賀県	52	3	5.8	3.9
長崎県	66	3	4.5	4.7
熊本県	56	1	1.8	1.9
大分県	44	2	4.5	6.8
宮崎県	45	1	2.2	2.3
鹿児島県	56	1	1.8	1.8
沖縄県	50	3	6.0	0.0
合計	2,486	113	4.5	3.5

政令指定 都市	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
札幌市	62	4	6.5	6.6
仙台市	63	2	3.2	4.9
さいたま市	82	5	6.1	4.9
千葉市	69	2	2.9	4.4
横浜市	60	2	3.3	1.8
川崎市	68	3	4.4	4.7
相模原市	47	2	4.3	2.2
新潟市	61	4	6.6	5.1
静岡市	45	4	8.9	8.9
浜松市	32	2	6.3	6.3
名古屋市	63	8	12.7	13.3
京都市	47	3	6.4	6.5
大阪市	50	4	8.0	8.0
堺市	50	2	4.0	4.3
神戸市	61	1	1.6	1.6
岡山市	49	20	40.8	40.8
広島市	70	3	4.3	4.3
福岡市	68	6	8.8	3.1
北九州市	60	17	28.3	6.3
熊本市	62	5	8.1	6.6
合計	1,169	99	8.5	7.2

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 平成24年4月現在。

2 多様な主体の連携による支援

今回の震災では、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の多様な主体が連携した支援が顕著な特徴として挙げられる。

地域における男女共同参画推進の重要な拠点である男女共同参画センターは、日頃から情報提供、広報・啓発事業、相談事業等を通じて、地域に根ざした活動を行う様々な団体との連携体制が整っている利点をいかして、災害時においても、これらの団体が行う支援活動の中核や結節点となった。女性向け支援情報の提供や支援物資の提供等、全国の男女共同参画センター同士のネットワークを活用し被災者支援を行ったほか、これまでの知見をいかして、女性や子育て家庭に配慮した男女共同参画の視点による避難所・仮設住宅での支援を行うなど、大きな役割を果たした。

また、多様な団体が被災者への支援を行ったことにより、様々な課題も見えてきた。前出の内閣府の調査では、病気の子を持つ親、外見では分かりにくい発達障害や内部障害のある者、アレルギー等で特別な対応が必要な者、性同一性障害を有する者、配偶者からの暴力の被害者、日本語が十分に理解できない外国人等が、避難所等において困難を抱えていたことが報告されている。

3 男女共同参画社会の実現と防災・復興

これまで見てきたとおり、女性は、男性に比べて、総じて災害の影響を受けやすいことが見て取れる。復興に関しては、被災地での女性の雇用情勢が特に厳しいものとなっており、女性の就業の確保は大きな課題である。女性の就業を支援するとの観点からも、女性も含む被災地での起業を支援することが必要であり、資金の提供やノウハウ面のサポート等の拡充が求められる。

一方、仮設住宅における孤立化についての懸念は、日頃から地域社会との関わりが少ない男性に目立ち、震災後に飲酒量が増加した者も、女性に比べて男性の方が多くなっている。

避難生活やその後の復旧・復興プロセスにおいて、男女のニーズの違いに配慮が必要であった。

他方で、東日本大震災の災害対応の現場において、救出・救助、被災者支援、復旧・復興、防災の担い手として、多くの女性が活躍していた。しかしながら、国を始めとして防災や復興に係る意思決定の場での女性の参画割合は低い。防災・復興の担い手として、女性は一層の活躍が期待され、防災基本計画や東日本大震災からの復興の基本方針にもあるように、女性の参画拡大を促していくことは今後の課題でもある。

東日本大震災の教訓からは、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、多様な主体による円滑な災害対応のためには、国・地方公共団体、男女共同参画センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等の日頃からの連携が重要であること、また、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が必要不可欠であることが改めて明らかとなった。

声を出しにくい人々、あるいは声を出してもその声が届きにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、災害による影響を受けやすい脆弱な人々の社会的排除（地域社会で人間関係を保てずに孤立したり、必要なサービスを受けれなかったりする状態）のリスクを低減することにつながる。この視点は、被災地あるいは災害発生時に限られることなく、社会全体の在り方に関わることで日頃から必要とされるものである。男女共同参画社会の実現は、災害に強い社会づくりでもある。

コラム ①

災害派遣における女性自衛官等の活躍と託児支援の重要性

防衛省・自衛隊では、地震発生当日に陸上自衛隊の駐屯地において児童を一時的に預かる施設を開設して、延べ1,138人の子どもを一時的に預かった。これにより、延べ931人の隊員が災害派遣活動に従事することができた。



コラム ②

「きずな隊」(生活安全特別派遣部隊)が深めた絆

警視庁の女性警察官を中心とする生活安全特別派遣部隊「きずな隊」は、特に被害が甚大だった宮城県内へ、発災直後から平成23年6月までの長期間にわたり派遣され、支援活動を行った。



コラム ③

企業における支援物資にも工夫

企業等も発災直後からいち早く対応し、企業の社会的責任（CSR）に関する取組の一環として、大規模な支援が行われた。

被災者が必要とする物資には、水や食料のように全員に必要なものと、男女別にニーズの異なるものがある。後者のうち、例えば生理用品は、比較的早期から必要性が認識され、提供されたが、下着、ハンドクリーム、化粧品等は、女性のニーズが高かったが、発災直後は入手することが難しかった。

ある衣料メーカーは、サイズ別の下着に加えて、サイズが細かく分かれていない下着一体型のブラジャーを提供した。化粧品会社の支援により、避難所等で化粧品やクリーム等を使用したマッサージも行われ、化粧石鹸、化粧水、乳液、ハンドクリーム等を1つの袋に詰めて女性に配布した。

コラム ④

高齢者や子育て等の支援（雇用創出基金を活用した事例）

雇用創出基金を活用し、仮設住宅における買物支援や見守り支援等の取組がなされている。



買物を代行する支援員
(特活) 参画プランニング・いわて(盛岡市)



仮設住宅を訪問する支援員
(一般社団) パーソナルサポートセンター(仙台市)



集会所での親子の集い
宮城大学(東松島市)

コラム⑤

福島県における女性のための電話相談

「女性のための電話相談・ふくしま」に寄せられる相談には、県外避難や家族離散による二重生活の長期化による不安や、家族との関係についての訴えも多い。「慣れない土地で子育てを一身に背負っているが、そのつらさを単身で地元に残り仕事をしている夫に話すと、互いのストレスをぶつけあってけんかになってしまう」、「親世代と放射性物質に対する見解が異なりぶつかってしまう」などの相談が寄せられている。

電話相談の窓口は、「苦勞が分かり合える福島の人と話したい」という県外避難者の相談の受け皿にもなっており、県外からの相談が全体の22.5%である。

コラム⑥

ボランティア活動から雇用の場、交流の場づくりへ

特定非営利活動法人巨理いちごっこは、避難所での炊き出しボランティアの経験から、町の集会所を無償で借り、支援物資を選んだり、食事ができるスペースの提供をスタートさせた。現在は、プレハブ店舗にてカフェをオープンし、仮設住宅以外に住む人たちへの傾聴活動や公民館でのイベント開催等にも取り組んでいる。



コラム⑦

地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災対応

財団法人とよなか男女共同参画推進財団では、内閣府「地域における男女共同参画連携支援事業」により、行政、民間団体、市民等が連携して、「とよなか女性防災ノート」を作成し、「とよなか女性防災キット」を提案した。

また、沖縄県西原町では、自治会及び女性団体等の連携の下、津波を想定した初めての避難訓練を行った。



コラム⑧

災害時に改めて認識された課題

配偶者からの暴力の被害者にとっては、避難所の名簿に記載・公表されることにより、加害者に居所が知られてしまうおそれがあることや、離婚が成立していないため、世帯主に対して支給される支援金が受け取れないなどの課題があった。

性同一性障害等を有する人にとっては、避難所のトイレやシャワーが男女2つのみに分けられていることにより困難があった。

コラム⑨

国際会議で再確認された「災害とジェンダー」の視点

第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が2012年3月9日にコンセンサスで採択された。本決議は、日本の経験や教訓を各国と共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国として初めて同委員会に提案したものである。

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

(国会議員に占める女性割合)

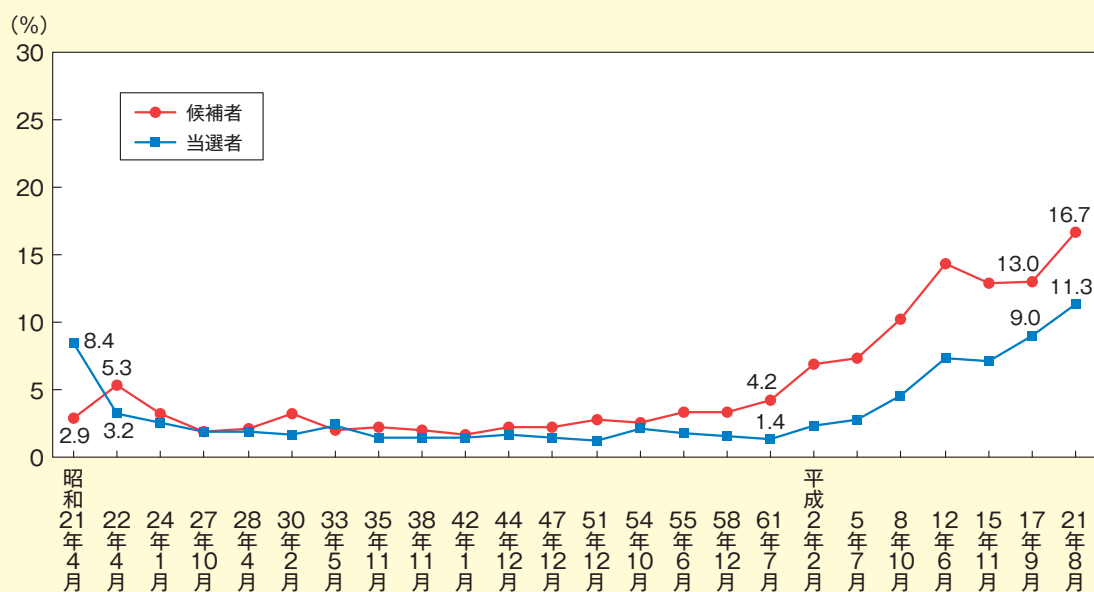
国会議員に占める女性割合は、平成23年12月現在、衆議院は10.9%（52名）、参議院は18.6%（45名）となっている。

(候補者、当選者に占める女性割合)

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、平成17年9月執行の総選挙では若干増加し、直近の21年8月執行の総選挙では、候補者に占める女性割合は更に増加して過去最高の16.7%となり、当選者に占める女性割合も過去最高の11.3%となった（第13図）。

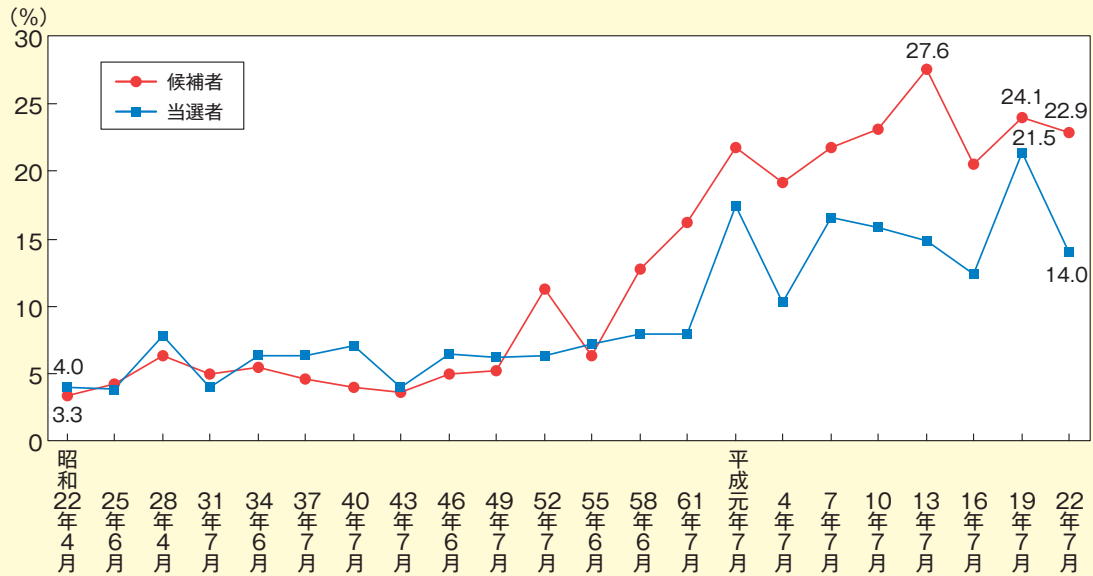
また、参議院議員通常選挙では、直近の平成22年7月執行の通常選挙では22.9%となり、前回24.1%から減少した。当選者に占める女性割合は19年7月執行の通常選挙では過去最高の21.5%となったが、22年7月執行の通常選挙では14.0%となり、前回から大きく減少した（第14図）。

第13図 衆議院議員総選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

第14図 参議院議員通常選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移

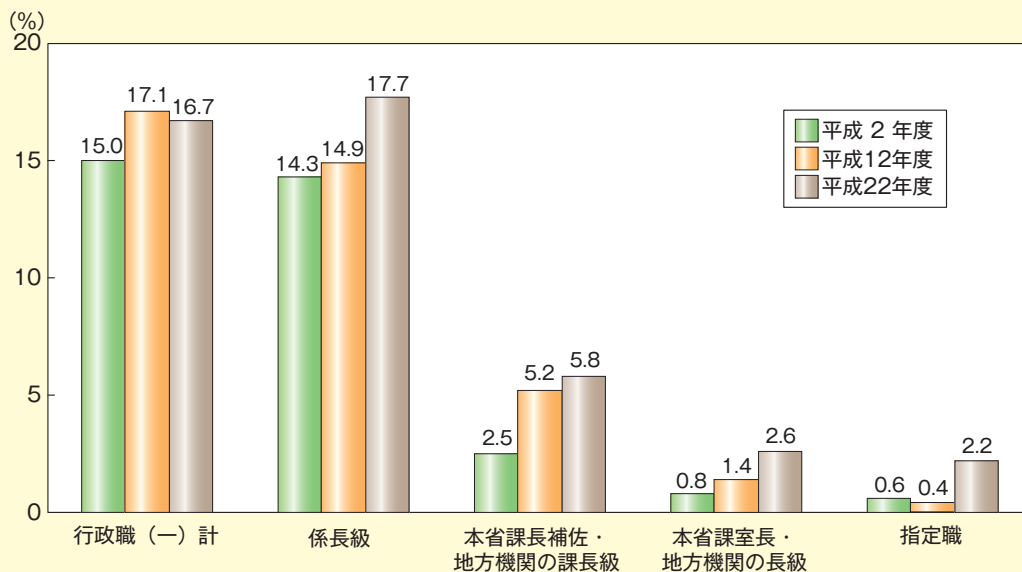


(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別に見ると、それぞれ増加傾向にある。平成22年度の在職者について、役職段階別に女性割合を見ると、係長級においては、女性が占める割合は17.7%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている(第15図)。

第15図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合



(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2. 平成2年度、12年度は各年度末、22年度は1月15日現在の割合。
 3. 係長級は、行政職俸給表(一)3、4級(平成2年度及び12年度は旧4～6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5、6級(同旧7、8級)、本省課室長・地方機関の長級は、同7～10級(同旧9～11級)の適用者に占める女性の割合。

（国の審議会等における女性委員の割合）

国の審議会等における女性委員の割合は、これまで増加傾向にあったが、平成23年9月30日現在、33.2%となり、昭和50年の調査開始以来、初めて減少した。一方、専門委員等に占める女性の割合は、18.4%と増加している。

（大都市ほど高い地方議会における女性の割合）

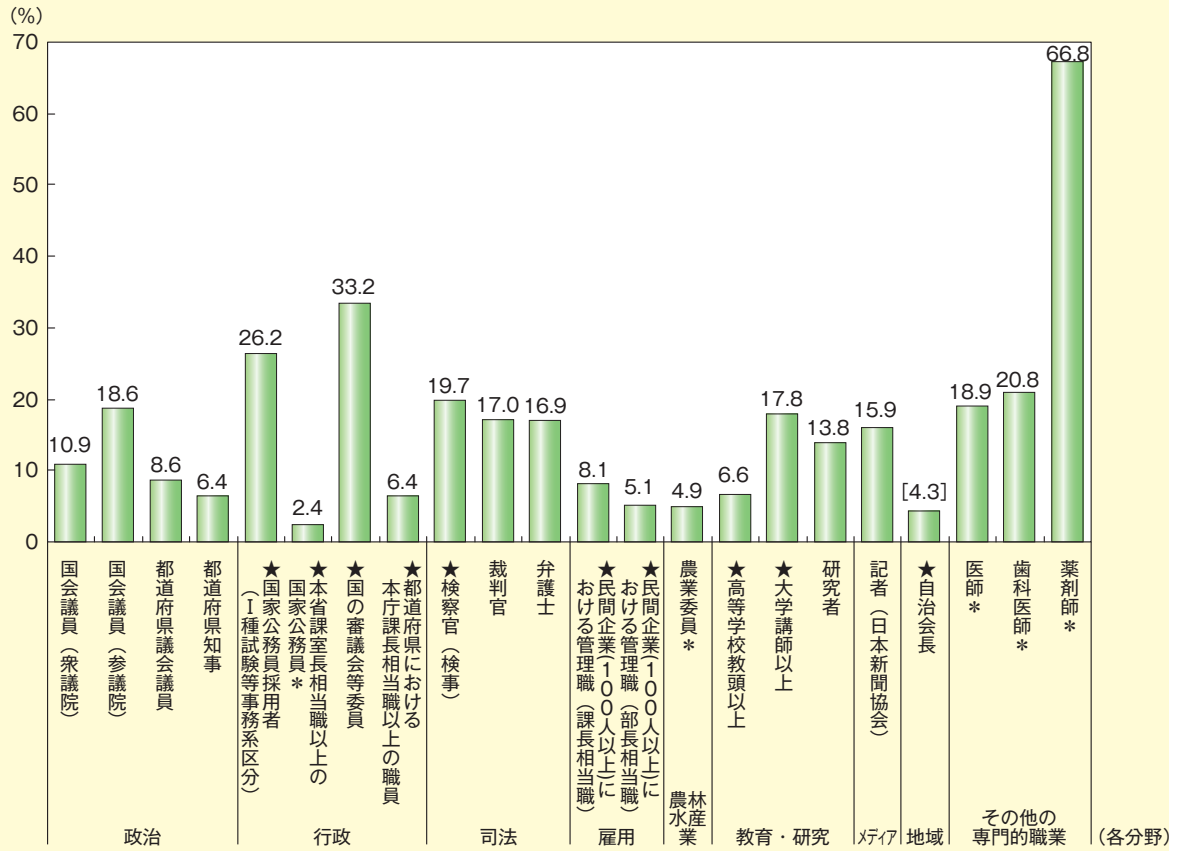
都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合を見ると、平成23年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では25.9%、政令指定都市の市議会は16.6%、市議会全体は12.8%、都道府県議会は8.6%、町村議会は8.4%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。23年12月現在、女性議員がいない都道府県議会は解消された一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

（国際的に見ても低い水準にある我が国の状況）

政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである（第16図）。

また、国際的には、2011（平成23）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は人間開発指数（HDI）が測定可能な187か国中12位であり、ジェンダー不平等指数（GII）は測定可能な146か国中14位となっている。一方、世界経済フォーラムが2011（平成23）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、測定可能な135か国中98位となっており、女性の政治・経済活動や意思決定への参画の度合いを示すGGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低くなっている。

第16図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年1月)より一部情報を更新。原則として平成23年のデータ。ただし、*は平成22年のデータ。なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。

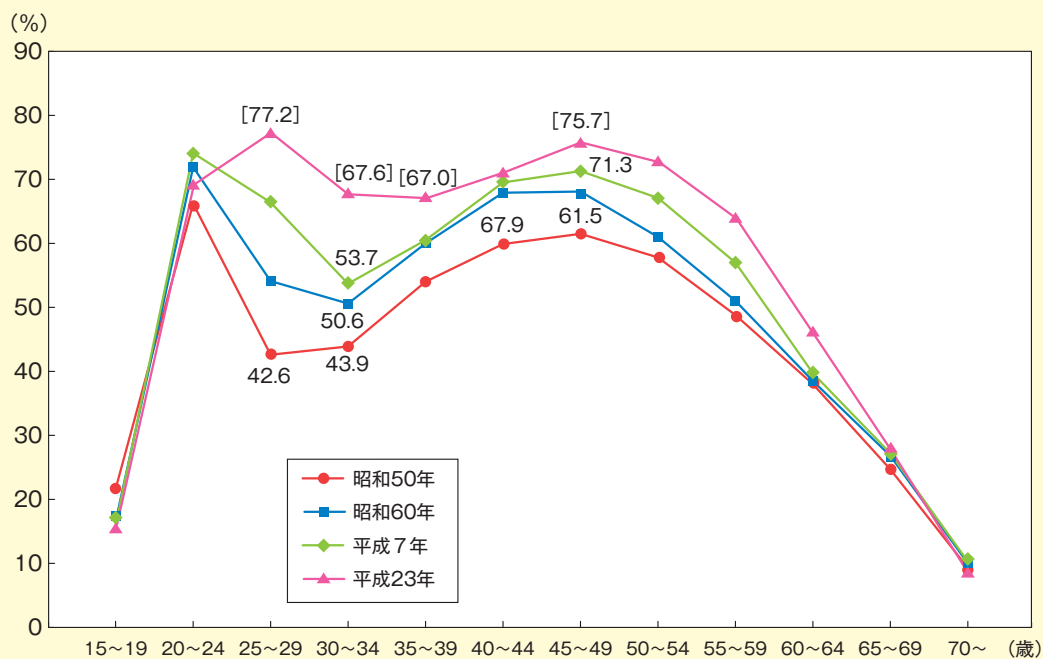
2. 「自治会長」については、東日本大震災の影響により調査を行うことができなかった次の15市町村が含まれていない。岩手県(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県(女川町, 南三陸町), 福島県(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楡葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)。

第2章 女性の活躍と経済社会の活性化

(我が国の大きな女性の潜在力)

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いているが(第17図)、現在就業しておらず、求職活動はしていないものの就業を希望している女性(「就業希望者」)は、25歳から49歳を中心に342万人に上っている。

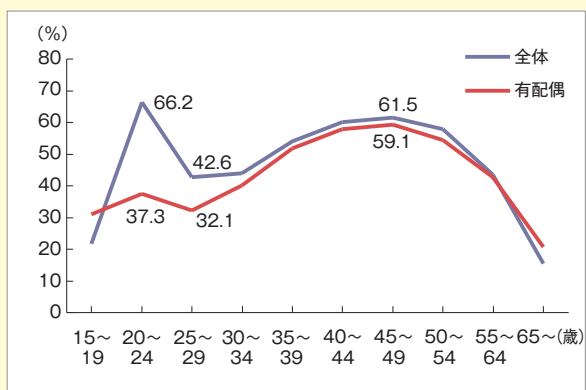
第17図 女性の年齢階級別労働力率の推移



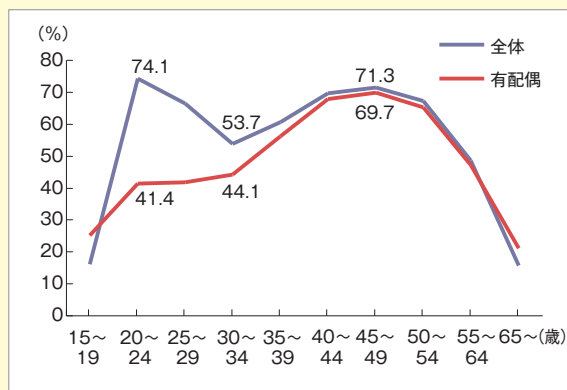
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 3. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考：女性の配偶関係・年齢階級別労働力率

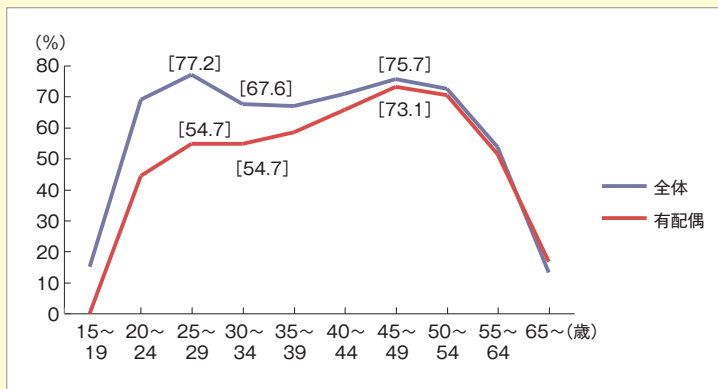
○昭和50年



○平成7年



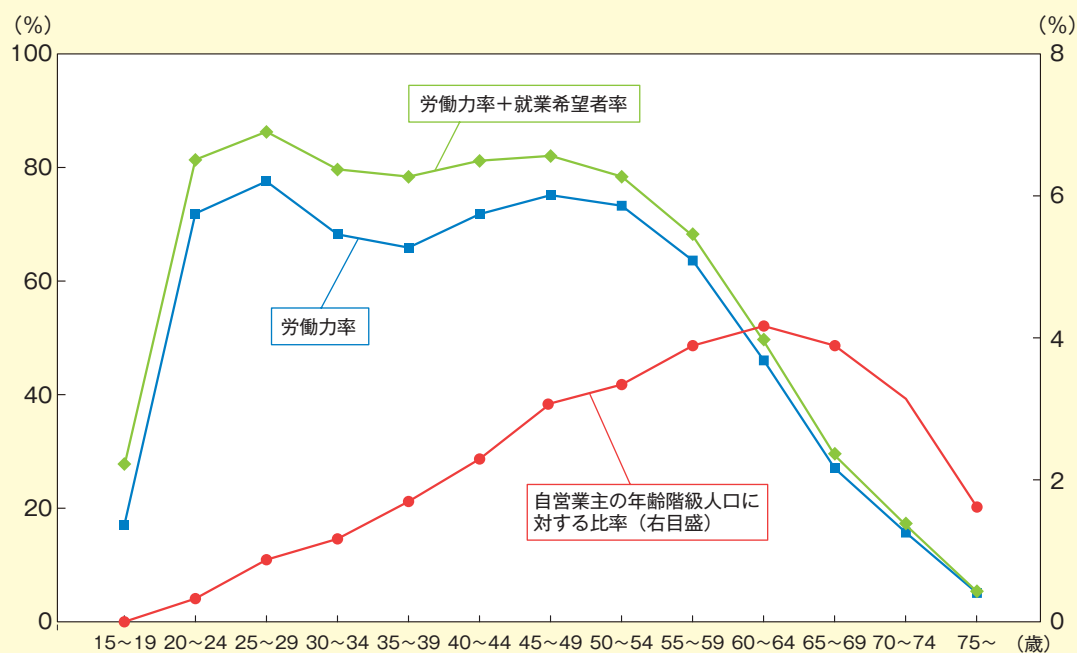
○平成23年



(女性と起業)

女性が個人事業主の新設事業所では、個人事業主本人を含め、その事業所の就業者の約9割が女性となっている。女性の年齢階級別人口に対する自営業主の比率を見ると、「M字カーブ」は見られない(第18図)。起業は女性の雇用創出や柔軟で多様な働き方の実現という観点から重要な働き方となっている。

第18図 女性の労働力率及び女性の各年齢階級人口に対する自営業主の比率



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)より作成。
2. 年齢階級ごとの15歳以上人口に占める労働力人口及び自営業主の割合を示している。自営業主には家族従業員、内職者は含まない。

第3章 就業分野における男女共同参画

(労働力人口の推移)

岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の労働力人口は6,261万人で、同じく3県を除いた前年の結果に比べ36万人減少した。男女別に見ると、男性が3,629万人(前年比25万人減)となり、女性は2,632万人(前年比11万人減)となった。

(女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

女性の年齢階級別労働力率については、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している(第17図再掲)。

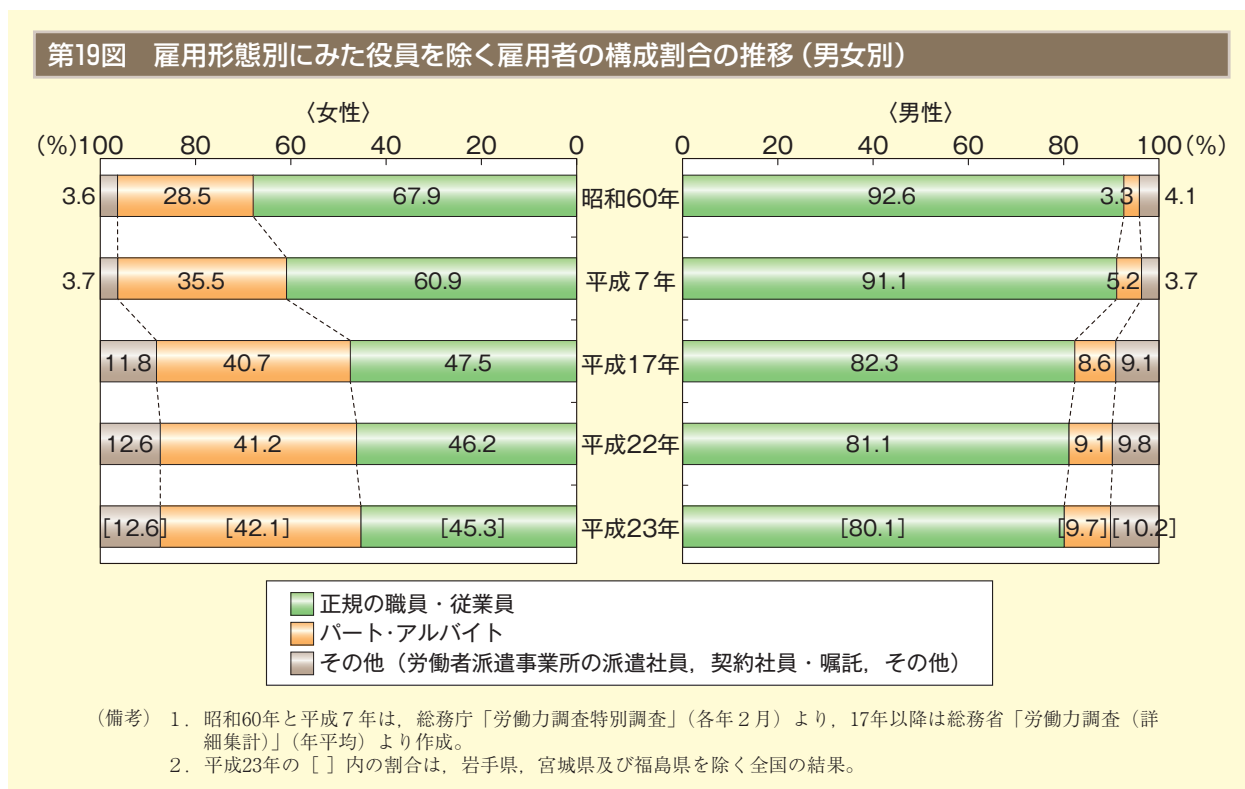
(増加する女性雇用者数)

平成14年から22年までの間の男女雇用者数の推移を見てみると、男性雇用者数が約37万人減少し

ている一方で女性雇用者数は約168万人増加している。

(非正規雇用者率の増加)

男女共に正規の職員・従業員割合が減少し、非正規雇用者割合は上昇傾向にある。女性雇用者では、非正規雇用者が過半数を占める(第19図)。



(有配偶者で低い女性の労働力率)

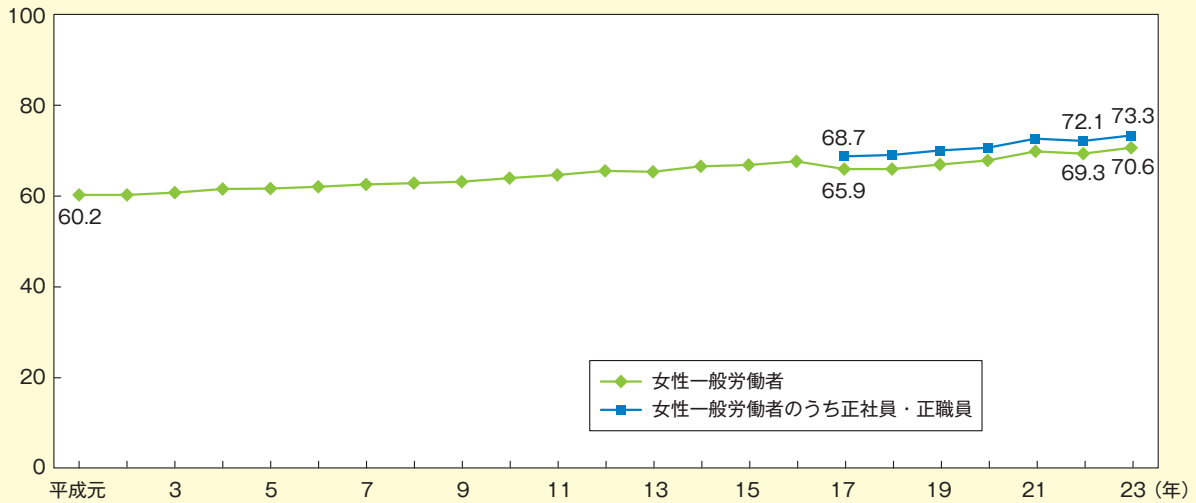
女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、23年とも変わらない。

(所定内給与格差は、一般男女労働者間には長期的には縮小傾向)

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成23年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は70.6と前年に比べ1.3ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は73.3となっており、前年に比べ1.2ポイント縮小した(第20図)。

第20図 男女間所定内給与格差の推移

(男性の所定内給与額=100)



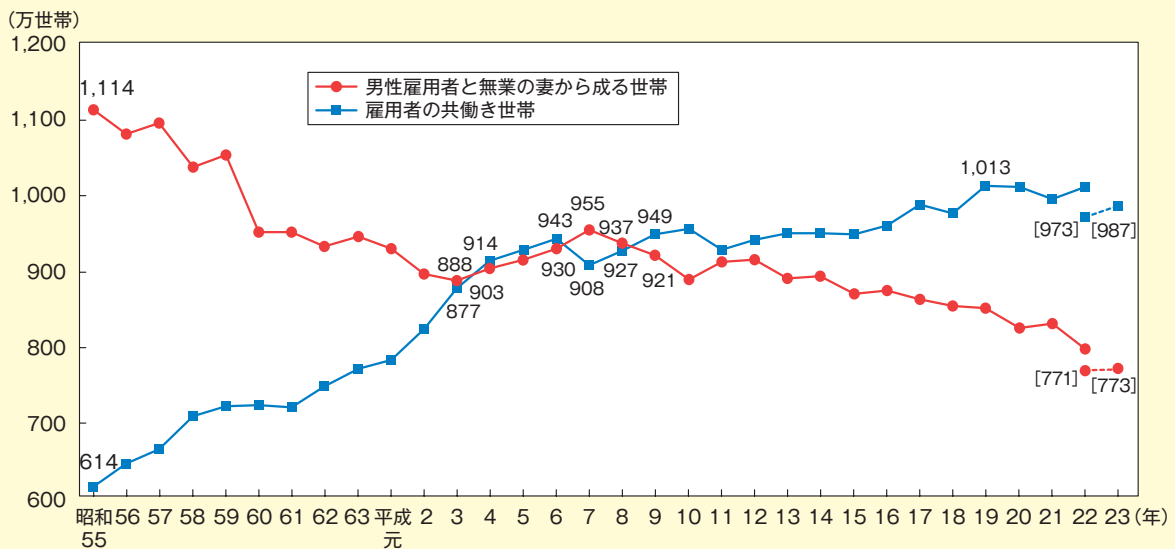
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

(共働き世帯が片働き世帯を上回って推移)

平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る片働き世帯数を上回っている(第21図)。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化等があると考えられる。

第21図 共働き等世帯数の推移

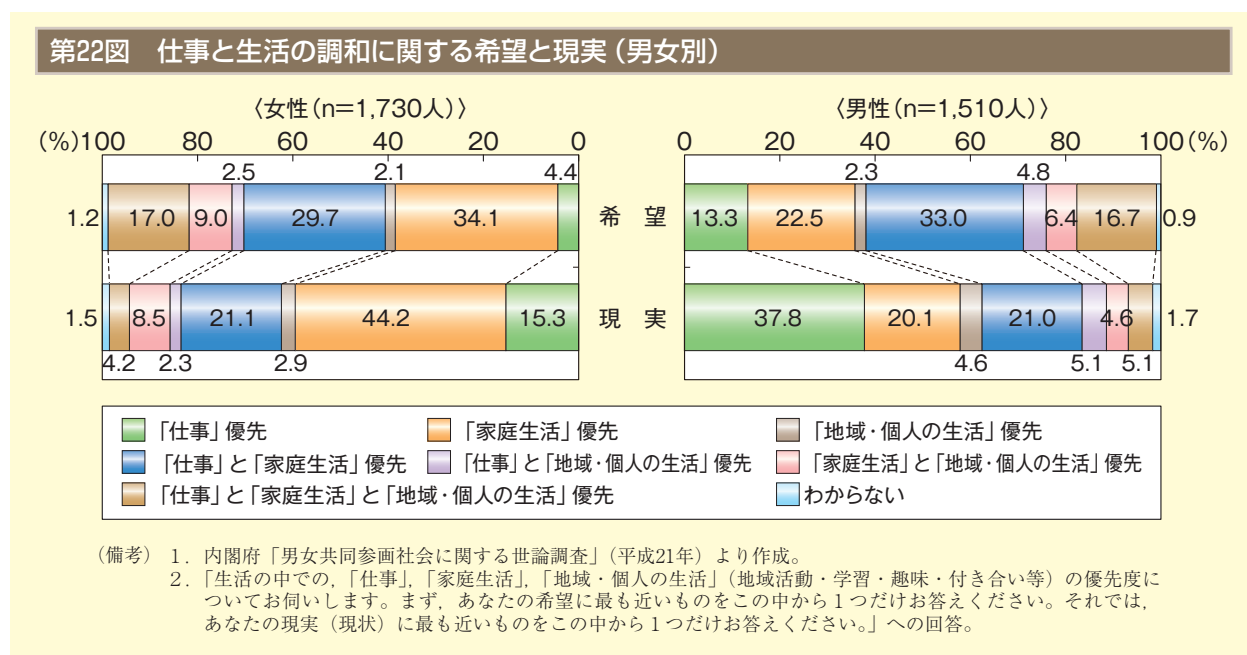


- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第4章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

（仕事と生活の調和に関する希望と現実）

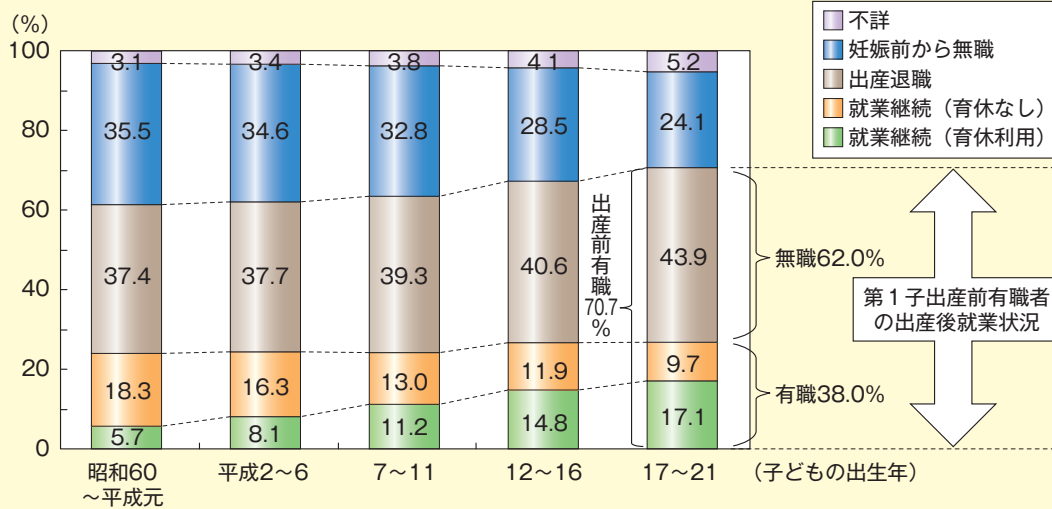
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、男女共に「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいなど、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」や「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高くなっている（第22図）。



（女性の就業継続をめぐる状況）

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第23図）。

第23図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

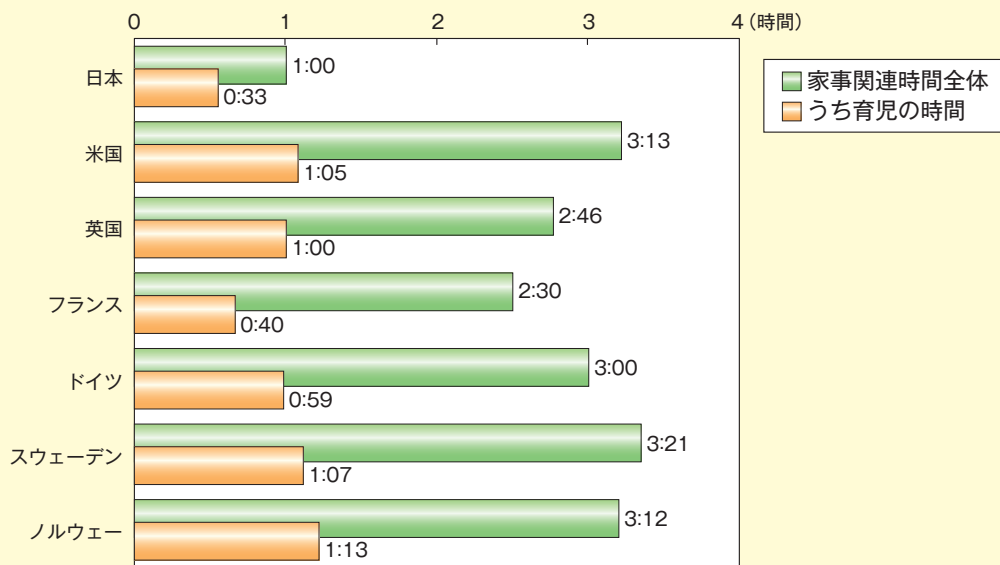


(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

(子育て世代の男性の長時間労働)

男性の長時間労働の影響もあって、総務省「社会生活基本調査」(平成18年)によると、我が国では、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は1時間程度と他の先進国と比較して低水準にとどまっている(第24図)。

第24図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)

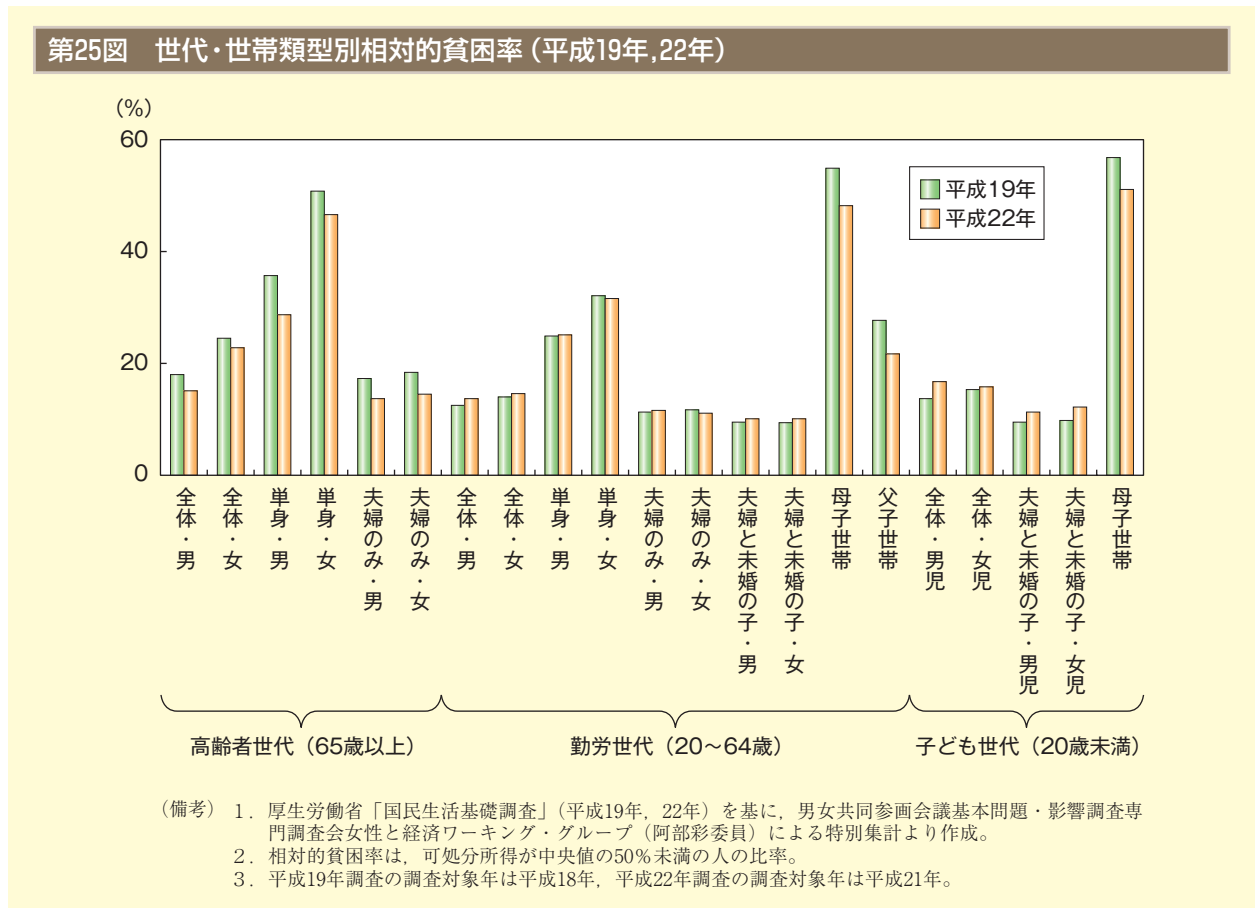


(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

第5章 高齢男女をめぐる状況等

(女性で高い相対的貧困率)

貧困の状況には男女で違いが見られ、高齢になると女性の相対的貧困率は男性の相対的貧困率を大きく上回るようになる。特に高齢单身女性世帯や母子世帯の貧困率が高い状況が見られる（第25図）。



(单身男性の問題)

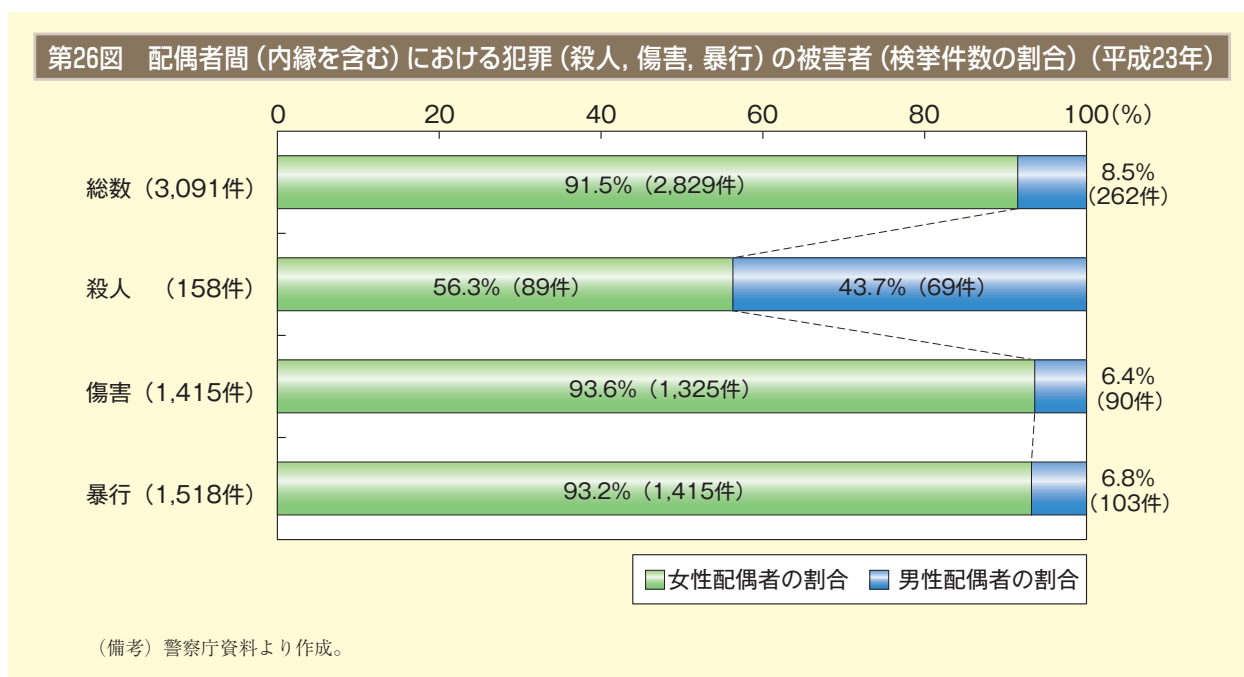
男性については、单身男性の地域における孤立が深刻化している。内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)では、「つきあいはほとんどない」割合は、男性の一人暮らし世帯の場合、同条件の女性の6.6%に対して、17.4%となっている。また、「困ったときに頼れる人がいない」人の割合も、男性の一人暮らし世帯の場合、同条件の女性が7.3%であるのに対して19.8%と高い。男性で单身の場合は、約半数は子どもがいないため、家族による支えも期待しにくいといえる。

第6章 女性に対する暴力

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成23年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人、傷害、暴行は3,091件、そのうち2,829件（91.5%）は女性が被害者となった事件である。

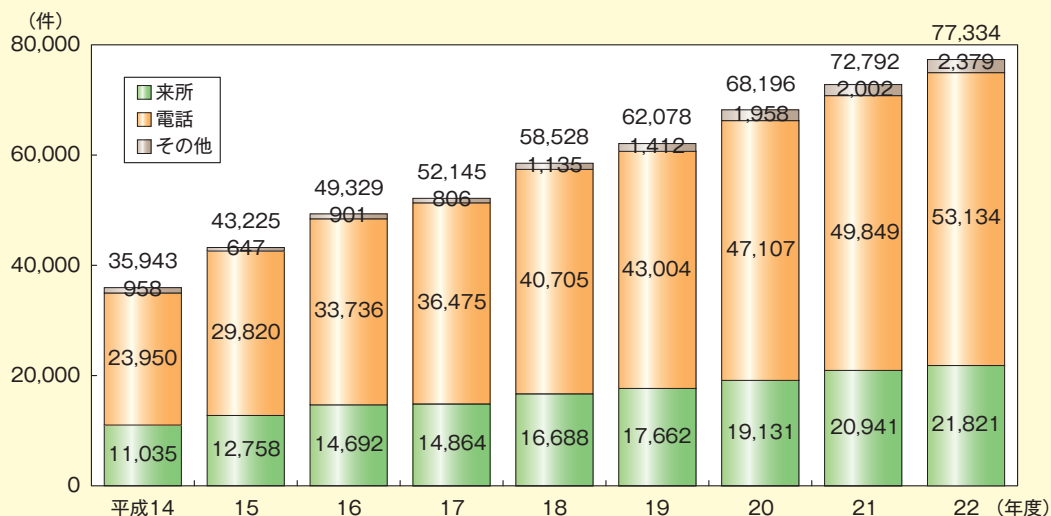
女性が被害者となった割合は、殺人は158件中89件（56.3%）と、やや低くなっているが、傷害は1,415件中1,325件（93.6%）、暴行は1,518件中1,415件（93.2%）、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている（第26図）。



(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成22年度に全国の同センターに寄せられた相談件数は7万7,334件で、毎年度増加している（第27図）。

第27図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年から減少傾向に転じ、23年は1,185件であり、前年に比べ104件(8.1%)減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成16年から続いていた減少傾向が22年は増加に転じたが、23年は6,870件であり、前年に比べ157件(2.2%)減少した。

(売春関係事犯検挙件数等)

平成23年中の売春関係事犯検挙件数は1,454件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は1,241人で前年に比べ減少し、未成年者が占める割合も25.5%で、前年に比べ2.8ポイント減少している。

(人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成23年中における人身取引事犯の検挙件数は25件、検挙人員は33人であり、検挙人員のうちブローカーが6人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は25人と、前年に比べ12人(32.4%)減少している。

(雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成23年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万2,228件で、そのうち、女性労働者からの相談件数は7,517件(61.5%)で相談件数の6割を占めている。

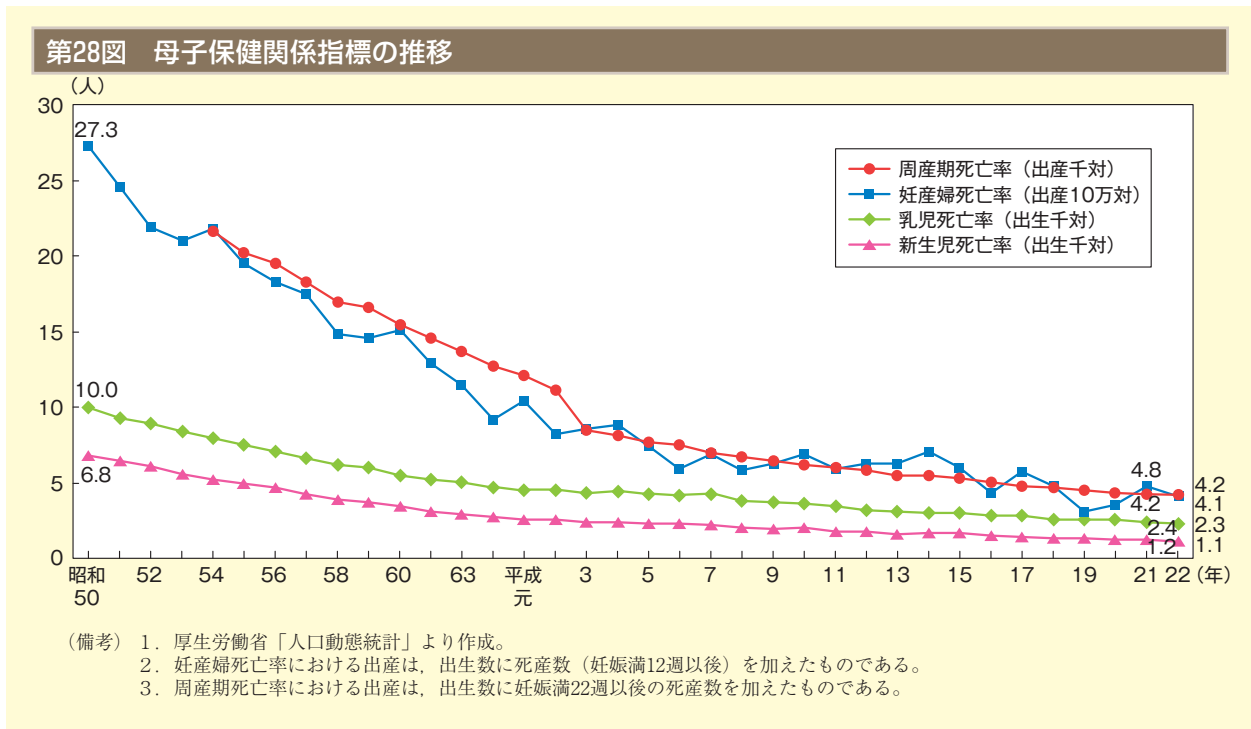
(ストーカー事案の認知件数)

平成23年中のストーカー事案の認知件数は、1万4,618件で、前年に比べ1,558件(9.6%)減少している。また、被害者の89.7%が女性で、行為者の85.5%が男性となっている。

第7章 生涯を通じた女性の健康

(乳児死亡率等は低下傾向)

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成22年までの動向を見ると、いずれも総じて低下傾向となっている(第28図)。



(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

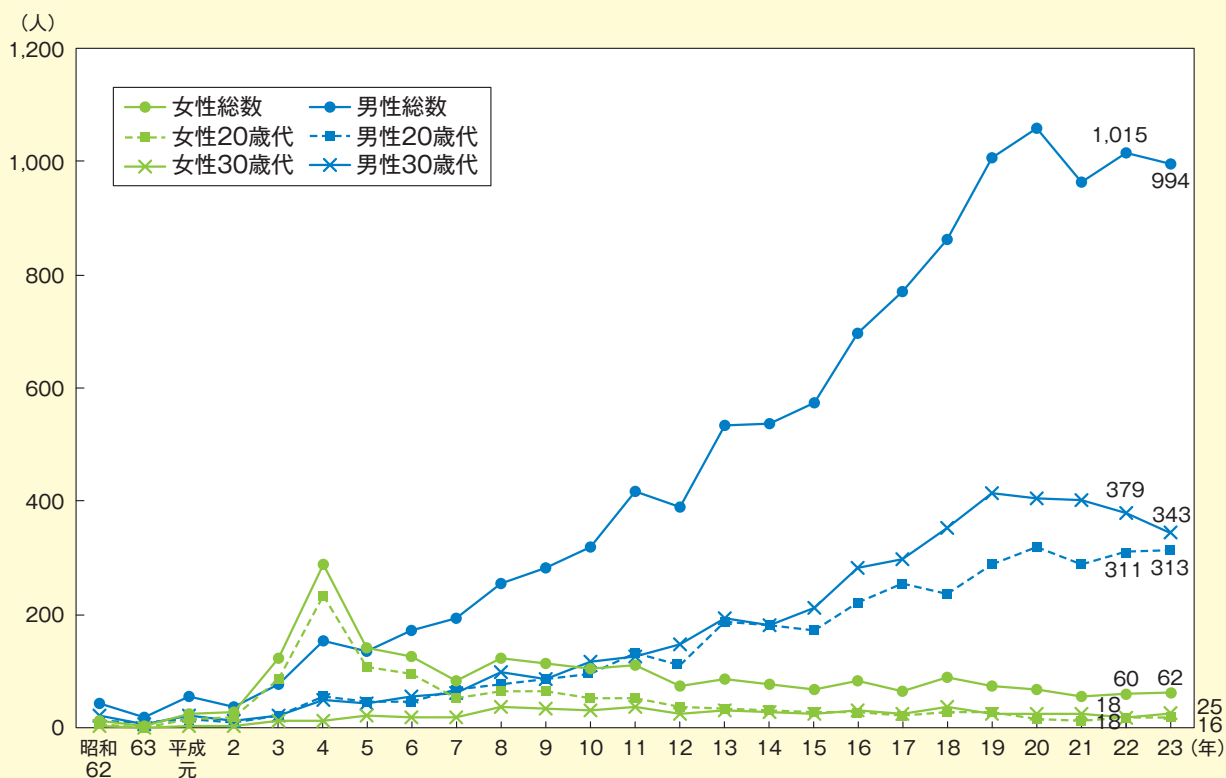
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)の昭和50年から平成22年度までの動向を見ると、総数では件数、実施率共に総じて減少傾向にある。また、20歳未満の件数の全年齢に占める割合は、昭和50年には1.8%だったものが、平成14年度に13.7%となった。それ以降減少傾向にあったが、22年度には9.6%となり、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

(若年での感染が多いHIV感染者)

平成23年に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,056人(第29図)、エイズ患者は473人で、前年に比べてHIV感染者の報告数は減少し、エイズ患者の報告数は増加した。HIV感染者は過去4位、エイズ患者は過去最多であった。HIV感染者の推定感染地域を見ると、全体の87.2%(921件)が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数を見ると、20歳代が全体の31.2%、30歳代が34.8%を占めており、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中している。

第29図 HIV感染者の推移（男女別・年代別）



(備考) 1. 厚生労働省資料より作成。
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

(女性のがん)

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成20年)で見ると、子宮がんは5.7万人、乳がんは17.7万人となっている。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)によると、我が国における女性のがん検診の受診率(過去2年間)は、子宮がん検診においては20歳以上で32.0%、乳がん検診においては40歳以上で31.4%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。

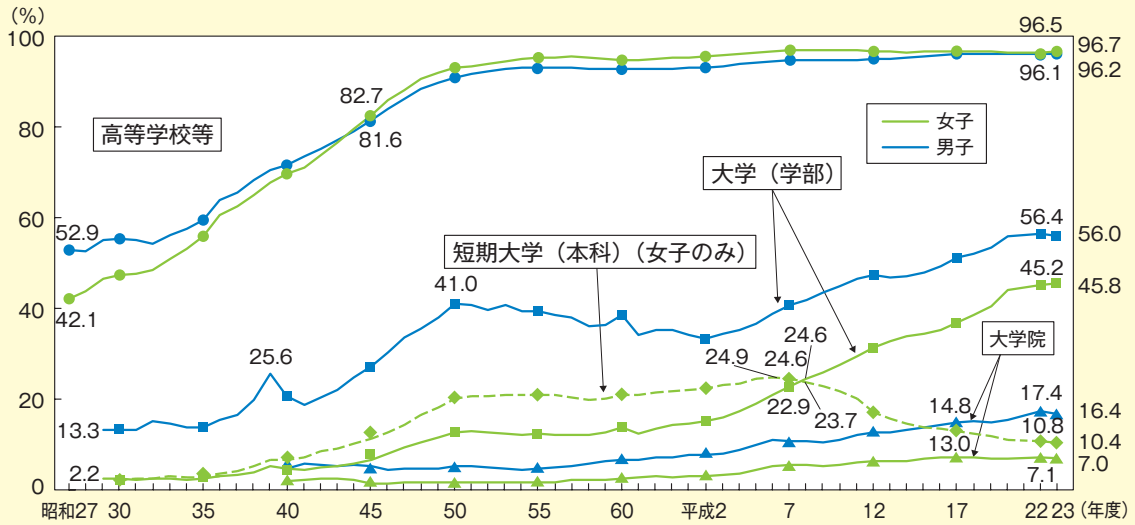
第8章 教育・研究分野における男女共同参画

(女子の大学進学率は上昇傾向)

平成23年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.7%、男子96.2%と、若干女子の方が高くなっている。大学(学部)への進学率を見ると、男子56.0%、女子45.8%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の10.4%が短期大学(本科)へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学等進学率は56.2%となる。近年、大学(学部)への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、減少し続けている。

大学(学部)卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成23年度では男性16.4%、女性7.0%となっている(第30図)。

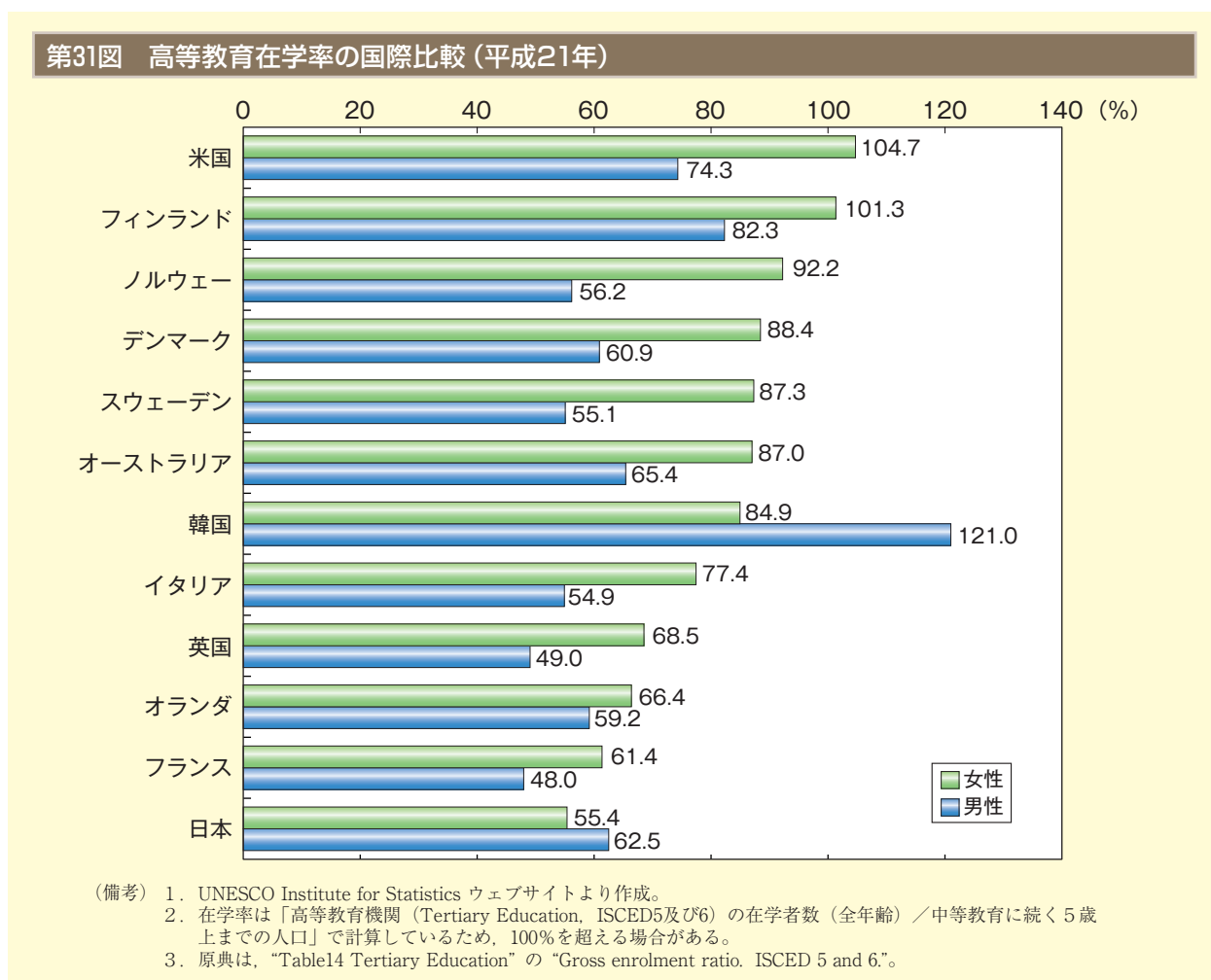
第30図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

(高等教育在学率の国際比較)

我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている(第31図)。



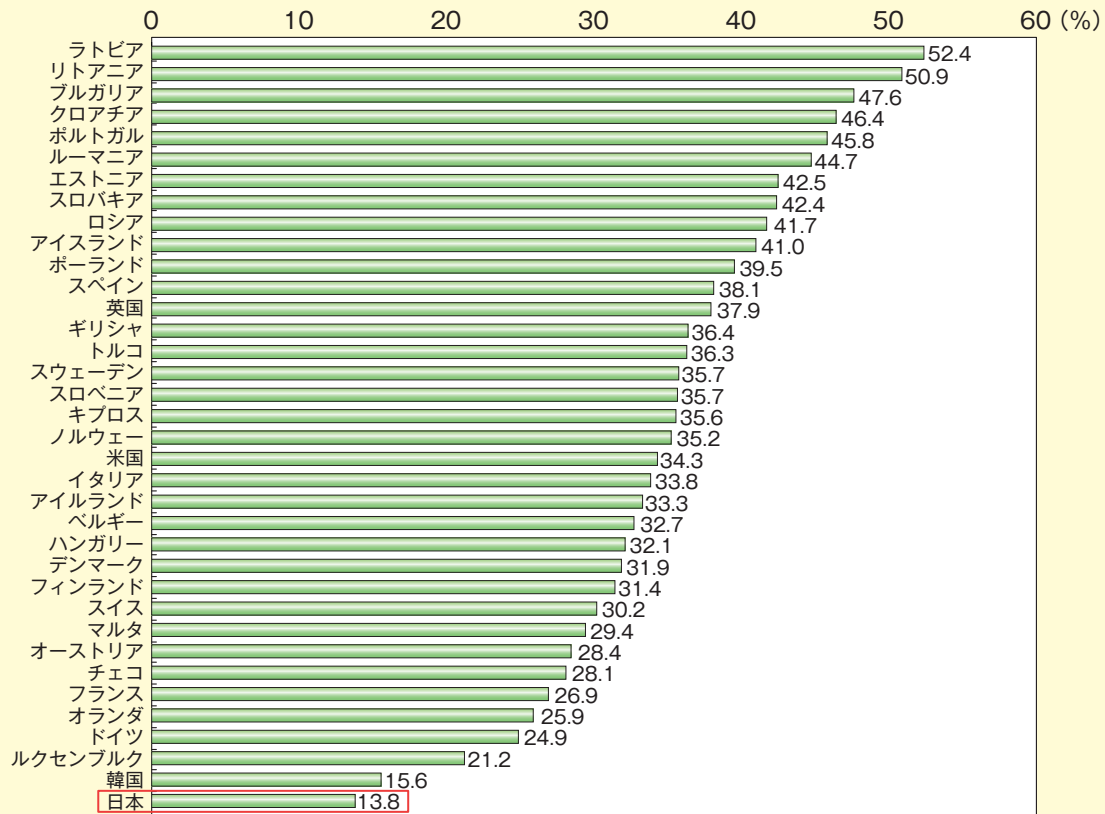
(男女の専攻分野の偏り)

平成23年では、大学(学部)における女子学生全体の26.2%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の11.2%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.2%となっており、男女の専攻分野の偏りが見られる。

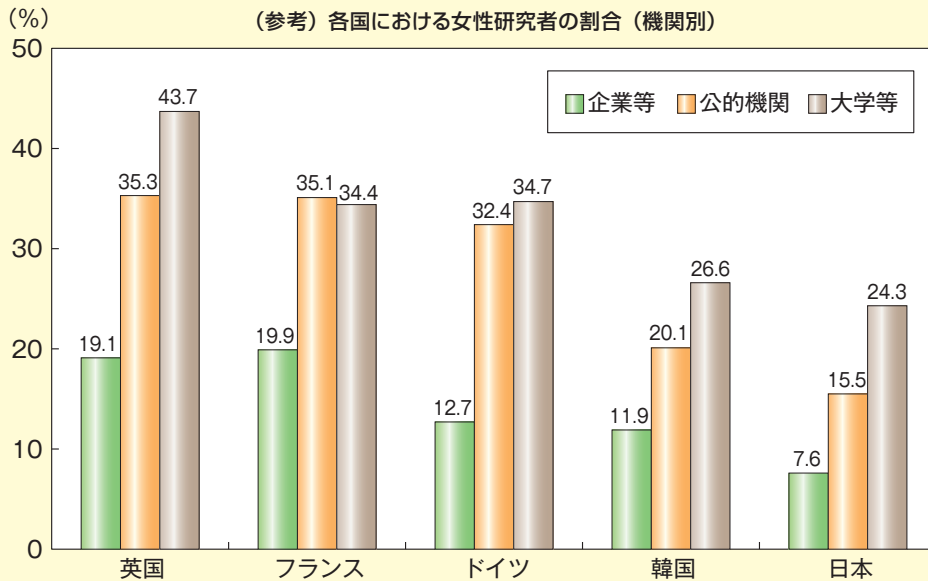
(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成23年3月31日現在で13.8%にとどまっており、諸外国と比べて低いものとなっている(第32図)。

第32図 研究者に占める女性割合の国際比較



(備考) 1. EU諸国等の値は、EU“Eurostat”より作成。推定値、暫定値を含む。スロバキア、ロシア、チェコは2010（平成22）年。スイス、韓国は2008（平成20）年。ギリシャは2005（平成17）年。他の国は2009（平成21）年時点。
 2. 日本の数値は、総務省「平成23年科学技術研究調査報告」に基づく。2011（平成23）年3月31日現在。
 3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の“Science and Engineering Indicators 2006”に基づく雇用されている科学者（scientists）における女性割合（人文科学の一部及び社会科学を含む）。2003（平成15）年時点の数値。技術者（engineers）を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。



(備考) 1. 日本は、総務省「科学技術研究調査報告」より、その他はOECD“Main Science, and Technology Indicators 2010”より作成。
 2. 日本は平成23年、英国は21年、フランスは21年、ドイツは21年、韓国は22年時点。

第2部 平成23年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

はじめに 平成23年度を振り返って

- 平成23年度は、第3次男女共同参画基本計画の開始年度であり、計画達成に向けた第一歩を踏み出す年となった。また、東日本大震災という未曾有の災害と復旧・復興に向けた取組の中で、被災地や地域における男女共同参画の重要性が改めて強く認識されるようになった。

1 東日本大震災に対応した男女共同参画の視点を踏まえた様々な取組（特集参照）

- 東日本大震災復興基本法の基本理念には、「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記され、新たな「防災基本計画」（平成23年12月中央防災会議決定）においても、女性を始めとする生活者の意見を反映すること等が盛り込まれている。
- 他方で、国を始めとして防災や復興に係る意思決定の場での女性の参画割合はいまだ低調な状況にあり、男女共同参画の視点を一層積極的に取り入れていくことが期待される。

2 第3次男女共同参画基本計画の推進等

- 第3次男女共同参画基本計画の各成果目標の現状値については、例えば、国の審議会等委員や民間企業の管理職に占める女性の割合、男女間の賃金格差等を示すデータは長期的には上昇又は改善傾向を示しており、女性の労働力率に表れるM字カーブの底上げも見られる。
- 他方で、男性の育児休業取得率や出産前後の女性の就業継続割合のように目に見えるような変化が明確には表れていない分野もある。出産等を契機に就業を中断した女性が再び働き始める場合、必ずしも本人の希望に沿わずパート・アルバイト等の非正規雇用につくことも少なく、生涯を通じたキャリア形成や資産形成に影響を及ぼすことが懸念される。
- 第3次男女共同参画基本計画における喫緊の課題等である「ポジティブ・アクションの推進」や「女性の活躍による経済社会の活性化」については、新たな議論・取組も進められた。
- 「日本再生の基本戦略」（平成23年12月閣議決定）等において、女性を含む全ての人が社会に参加でき、お互いに支えあう全員参加型社会の実現を目指すことが打ち出された。

3 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- 新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築について具体的な検討が進められ、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」等3法案が第180回国会に提出された。
- 年金制度に関しても、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大や産休期間中の保険料免除等男女共同参画社会の形成に寄与する方向で制度改革のための法案が国会に提出された。
- 所得税・個人住民税に係る配偶者控除の見直しについては、平成24年度税制改正大綱において、「引き続き、抜本的に見直す方向で検討する」とされている。

4 国際的な動向への対応

- 平成23年10月に女子差別撤廃委員会において、同委員会の最終見解（21年8月）についての我が国政府のフォローアップ報告に対する審査が行われた。また、第56回国連婦人の地位委員会（24年2月～3月）では、我が国が主導して提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択された。

- 平成23年9月に米国で開催された「APEC女性と経済サミット」で採択されたサンフランシスコ宣言は、女性の経済への完全参加を妨げる4つの主要課題を克服すべきことを明らかにし、同年11月の閣僚会合や首脳会議の成果文書に反映された。

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 第39回男女共同参画会議（平成23年7月）では、専門調査会における今後の調査方針等を決定した。第40回の会議（24年3月）では、専門調査会からの報告や各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」等を踏まえ、「今後の取組事項について」を決定した。
- 「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について、監視専門調査会において監視を実施し、その結果を中間整理として取りまとめた。
- 平成23年5月、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関するフォローアップを監視専門調査会において行った。その後、同年8月、このフォローアップ結果等を踏まえた政府報告書を女子差別撤廃委員会に提出した。
- 基本問題・影響調査専門調査会の最終報告（平成24年2月）では、「女性が活躍できる経済社会の構築に向けて」、「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」において、必要な施策の方向性や具体的な推進方策を提言している。

第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 男女共同参画会議は、平成24年3月に、専門調査会で整理を行った諸外国の事例等を活用し、ポジティブ・アクションの導入等を検討するよう政党への働きかけを行うことを決定した。
- 人事院は、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を平成23年1月に改定した。同指針に基づき、各府省は「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、取組を進めている。
- 平成24年3月、男女共同参画会議は、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むことを決定した。

第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 所得税・個人住民税の配偶者控除については、平成24年度税制改正要望において、厚生労働省と内閣府との共同で見直しの要望を行ったが、引き続き検討することとされた。
- 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等を内容とする制度改正法案を第180回国会に提出した。
- 政府は、平成23年8月、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関するフォローアップ報告書を取りまとめ、女子差別撤廃委員会に提出した。
- 内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

第4章 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 内閣府では、「男性にとっての男女共同シンポジウム」を全国3か所で実施した。また、ホームページ上に、「男性にとっての男女共同参画」を新設した。さらに、固定的性別役割分担意識の実態や日常生活の意識・活動にもたらす影響等、男性に関する総合的な調査研究を実施した。
- 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月）の中で、「男女共同参画の意義，仕事と生活の調和の重要性について理解の促進」を挙げており，文部科学省としては，その記述に基づき，各都道府県教育委員会等や学校に対し周知を図っている。

第5章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 文部科学省では，平成24年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に，男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう，企業側に要請を行った。
- 厚生労働省では，「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」（平成22年8月）の普及・啓発に努めている。
- 厚生労働省では，平成23年2月から「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催し，同年9月に報告書が取りまとめられた。同月からは，労働政策審議会で検討を行っている。
- 厚生労働省では，経営者団体と連携し，企業のトップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し，企業が自主的かつ積極的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。
- 厚生労働省では，マザーズハローワーク等において，きめ細かな職業相談・職業紹介，仕事と子育てが両立しやすい求人確保，保育所情報等の提供，託児付きセミナー等を実施している。
- 経済産業省では，株式会社日本政策金融公庫を通じ，女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性，若者／シニア起業家支援資金）や，無担保，無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し，開業・創業の支援を行っている。
- 基本問題・影響調査専門調査会では，「新たな分野や働き方における女性の活躍」，「制度・慣行の見直し，意識の改革」及び「多様な選択を可能にする教育やキャリア形成支援」の3つの重点分野に関する施策の在り方等を提言した。
- 経済産業省では，女性の活躍推進を中心としたダイバーシティ推進による経営効果，ダイバーシティ推進に向けた課題と改革の方向性について調査研究を実施した。

第6章 男女の仕事と生活の調和

- 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」は，平成23年12月，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」を取りまとめ公表した。
- 平成23年4月から一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が，常時雇用する従業員数が101人以上企業へ拡大したことから，厚生労働省では，「行動計画」の策定・届出等の促進を図っている。
- 平成24年3月末に「子ども・子育て支援法案」等3法案を第180回国会に提出した。
- 子ども手当については，「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し，平成23年4月1日に施行された。

- 厚生労働省では、平成23年度において、「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を24年度末まで更に延長し、保育等の充実・拡充を行っている。

第7章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 農林水産省では、「農山漁村女性の日」を中心とした記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、普及啓発等を推進した。
- 農林水産省では、女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施した。
- 農林水産省では、地域資源を活用した生産・加工・販売等に取り組む女性グループ等の起業活動への支援を行い、女性の経済的地位の向上を図った。
- 農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

第8章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 厚生労働省では、非正規労働者への雇用保険の適用拡大について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組んでいる。
- 雇用保険制度において、基本手当の算定基礎となる賃金日額の引上げや再就職手当の給付率の引上げを行い、セーフティネットとしての機能強化を図った。
- 厚生労働省では、平成23年度においては、安心こども基金を活用して、高等技能訓練促進費等の支給期間の拡大やひとり親家庭等の在宅就業の環境整備の推進等の支援を実施した。
- 文部科学省では、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進めている。
- 厚生労働省では、「地域若者サポートステーション」を設置し、ニート等の若者に対し、個別的・継続的支援を行うとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの誘導を円滑に行い、その職業的自立支援を推進した。

第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 平成23年度において、新しい「高齢社会対策大綱」の策定に向けた検討を開始した。
- 文部科学省では、検討会において、高齢者の生涯学習及び社会参画の現状と課題について整理し、「長寿社会における生涯学習の在り方について」を取りまとめた。
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。
- 「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月に成立し、24年4月から施行された。
- 「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年4月、国会に提出された。法案は、一部修正の上、可決・成立し、同年8月に施行（一部を除く。）された。

- 文部科学省では、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行うことのできる体制の整備を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するための教職員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、外国語が使える支援員の配置等の取組を実施している。
- 法務省の人権擁護機関では、常設人権相談所において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 警察では、被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保等に努めている。
- 法務省の人権擁護機関では、平成23年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。
- 厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。
- 内閣府では、「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）を実施した。
- 内閣府では、「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス」を実施している。
- 内閣府では、平成23年度において、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布した。
- 内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成した。
- 警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、平成23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。
- 「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。
- 人身取引対策に関する関係省庁では、平成23年7月、関係省庁連絡会議において、「人身取引事案の取扱い方法（被害者の保護に関する措置）」を申し合わせた。
- 総務省では、研究会において検討を行い、平成23年10月にはスマートフォンにおけるフィルタリングの在り方及び必要性等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言を取りまとめた。

第11章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、平成23年度第4次補正予算において、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、引き続き国庫補助と地方財政措置により支援を行っている。
- 厚生労働省では、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を実施している。
- 文部科学省では、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材を作成し、中高校

生に対し配布するなど、学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

- 厚生労働省では、乳がんや子宮頸がんについて、検診無料クーポン券等を配布する事業を実施し、受診率向上に取り組んでいる。さらに、平成22年度から24年度までの間、子宮頸がん予防のためのワクチン接種を緊急に促進するための予算を確保し、予防への取組も推進している。
- 厚生労働省では、離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介等を実施している都道府県に対し、財政的に支援している。
- 文部科学省では、生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。また、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチング等の研究開発を実施している。

第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなどの重要性についての指導を行っている。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう、大学教職員を対象とした「大学職員のための男女共同参画推進研修」を実施した。
- 中央教育審議会においては、平成23年1月、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申された。
- 平成24年3月卒の高校新卒者の就職状況（24年3月末現在）については、女子の就職内定率が男子に比べて低いなど、全体的に厳しい状況であることを踏まえ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、「高等学校就職支援教員」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

第13章 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 総合科学技術会議は、独立行政法人・国立大学法人等における女性研究者の活躍を促進するための取組等の調査結果を、平成23年7月（平成22事業年度分）、24年3月（平成23事業年度分）に取りまとめ、公表した。
- 日本学術会議では、科学者委員会男女共同参画分科会の審議結果を取りまとめ、平成23年9月に「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」を公表した。
- 文部科学省では、出産・育児・介護と研究を両立するための環境整備を行う取組を支援する「女性研究者研究活動支援事業」を実施しており、新たに10機関を採択した。

第14章 メディアにおける男女共同参画の推進

- 内閣府では、関係省庁、団体等と連携し、青少年のインターネット利用環境実態調査や諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査等の施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、有識者による青少年インターネット環境整備法の施行状況等の検討を推進している。
- メディア業界に関する有識者による調査検討委員会において、メディアにおける女性の参画に

関して調査を実施し、調査結果を報告書として取りまとめた。

第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実等に際し、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣している。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、社会活動を行っている女性を対象に、「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発」を実施した。
- 内閣府では、男女共同参画の視点からの防災・復興対応について、ホームページ等で周知している。
- 内閣府では、男女共同参画局職員が東日本大震災の被災地での調査で聞き取った女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例、女性の就労等の支援情報等に関する事例等を取りまとめ、周知・働きかけを行った。また、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県において、震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、女性に対する暴力に関する相談窓口を開設した。24年2月11日からは、福島県を加えた3県において、実施している。
- 厚生労働省では、被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇や性別を理由とする解雇等の相談について、被災地域等に雇用均等特別相談窓口を設置し、トラブルの未然防止に向けた指導を実施した。
- 防衛省では、地震発生当日から、最大時で10万人を超える隊員が被災者の救助や物資輸送等に従事した。中でも、女性被災者への配慮という観点から幅広く女性自衛官が活躍した。
- 警察庁では、女性警察官等が避難所等を訪問して、被災者に寄り添い、親身になって相談を受けるなど、支援活動を行った。
- 東日本大震災からの復興過程における男女共同参画を推進するため、復興庁に男女共同参画班を置くとともに、各復興局に男女共同参画担当を置いた。
- 第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が2012年3月9日に採択された。

第16章 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 平成21年8月に公表された女子差別撤廃委員会の最終見解に基づき、23年8月、フォローアップ項目（女性の参画拡大のための暫定的特別措置の導入及び民法改正等）について報告書を提出した。同年11月、同委員会の見解が公表された。
- 2010（平成22）年6月のG8ムスコカ・サミットにおいて、「ムスコカ・イニシアティブ」の下、母子保健分野で、2011（平成23）年から5年間で、最大500億円規模（約5億ドル相当）の支援を追加的に行うことを表明した。
- 防衛省・自衛隊では、女性の自衛官及び事務官等を国際平和協力活動の現場に派遣している。近年では、例えば、平成23年3月から同年9月まで、国連東ティモール統合ミッションにおける軍事連絡要員として、個人派遣では初めて女性自衛官1人を派遣した。
- 2011（平成23）年第66回国連総会第三委員会においては、平敷淳子氏を日本政府代表顧問に任命し、また、2012（平成24）年の第56回国連婦人の地位委員会においては、橋本ヒロ子氏を日本代表に任命し、それぞれ政府代表団の一員として派遣した。

○ 2011（平成23）年5月、OECD閣僚理事会と併せてフォーラム（OECD Forum 2011）が開催され、我が国からは末松義規内閣府副大臣がパネリストとして出席した。

2011（平成23）年9月、米国において「APEC女性と経済サミット」が開催され、我が国からは中塚一宏内閣府副大臣、中野譲外務大臣政務官、民間からの代表者が出席した。

また、2012（平成24）年3月、「APEC横浜フォーラム：女性とリーダーシップ」を我が国主催によるAPEC自主財源プロジェクトとして開催した。

2011（平成23）年11月、カンボジアのシェムリアップにおいて「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、我が国からは中塚一宏内閣府副大臣が出席した。

平成24年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 内閣府は、第3次男女共同参画基本計画について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。
- 男女共同参画会議監視専門調査会において、施策の実施状況等を監視するとともに、必要に応じ、関係府省等に更なる取組を働きかける。
- 地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行う。また、男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワークや地域版連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進める。

第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、政府として平成24年4月に政党に対し働きかけを行ったところであり、引き続き調査、啓発活動を行う。
- 検察官については、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。裁判官、弁護士についても、同様の取組の導入や「2020年30%」に向けた具体的な中間目標の設定を関係機関に要請する。
- 各府省は、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の中で設定している平成27年度末までの中間目標の達成に向け、着実に取組を推進する。
- 国における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。
- 内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。

第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。また、社会保険制度については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」の成立に向けて取り組む。
- 男女共同参画会議は、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項に関して平成24年11月までに報告を求められている事項（選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正）についてフォローアップを行う。
- 総務省では、平成23年に実施した社会生活基本調査の結果を集計し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供する。

第4章 男性, 子どもにとっての男女共同参画

- 内閣府では, 男性に対する相談体制の整備, 男性の男女間の役割分担に関する意識からの解放及び地域・家庭への男性の参画促進等に効果的な施策の開発等, 男性にとっての男女共同参画の推進を図る。
- 文部科学省では, 男性を対象としたワーク・ライフ・バランスやキャリアプランニング等の男女共同参画に関する学習機会の充実を図る。
- 厚生労働省では, 「イクメンプロジェクト」で, 参加型公式サイト の運営やハンドブックの配布等を行い, 男性が育児をより積極的に楽しみ, また, 育児休業を取得しやすい社会的気運の醸成を図る。
- 警察では, 全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」による先制・予防的活動の積極的な推進により, 子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。
- 内閣府では, 関係省庁や民間団体等と連携して, 青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施するとともに, 「青少年インターネット環境整備基本計画」の見直し等に向けた検討を推進する。

第5章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 厚生労働省では, 「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及・啓発を促進し, 賃金や雇用管理の在り方等に関する労使の自主的な見直しの取組を支援する。
- 厚生労働省では, 正社員との均等・均衡待遇の確保, 正社員転換の実現のための取組を推進する。また, 今後のパートタイム労働対策について, 労働政策審議会での結論を踏まえ, 必要な法制上の措置を講ずることとしている。
- 厚生労働省では, 使用者団体・業種別団体, 労働組合と連携し, 男女間格差の状況やその要因の「見える化」を図るための業種別支援ツールを作成・普及することにより労使の具体的取組を促進する等により, ポジティブ・アクションの取組を促進する。
- 厚生労働省では, マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域においても同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。
- 総務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省のテレワーク関係4省は, 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において, 課題解決のための調査研究や普及啓発を展開する。
- 経済産業省では, 株式会社日本政策金融公庫を通じ, 女性等を対象に低利融資制度（女性, 若者／シニア起業家支援資金）を実施する。
- 平成24年4月に開催された国家戦略会議において, 「女性の活躍により経済を活性化する観点から, 政府が重点的に行うべき取組を関係閣僚が連携して6月までに整理し, 平成24年中にその工程表を明らかにすべき」と民間議員から提言がなされた。これを受けて開催されることとなった「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において, 重点的な取組の整理と工程表の作成を行う。

第6章 男女の仕事と生活の調和

- 平成23年12月にまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」において、新たに課題とした「仕事と介護の両立」についての議論を深めるための有識者ヒアリングやデータ等による現状分析等を行う。
- 総務省では、民間企業に対するテレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立し、その普及を図る。
- 厚生労働省では、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成24年7月1日より全面的に適用になる改正育児・介護休業法の周知・徹底を図る。
- 「子ども・子育てビジョン」に基づき、社会全体で子育てを支え、個人の希望を実現することを目指して、総合的な子育て支援を推進していく。

第7章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 農林水産省では、女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施する。
- 地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの検討に当たり、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを要件とするなど、地域の方針決定の企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進する。
- 女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策を女性にとって実質的に利用しやすいものとする観点から、6次産業化関連等の一部の補助事業の実施に当たり、女性農業者等が応募した場合に、優先的に採択される枠を設定するなどの取組を行う。

第8章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 第180回国会に提出中の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に「短時間労働者への社会保険の適用拡大」を盛り込んでおり、成立に向けて取り組む。
- 厚生労働省では、「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な職業訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。さらに、「ジョブ・カード制度」の対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。
- 厚生労働省では、看護師等の資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等の支給等による職業能力の開発支援や母子家庭等就業・自立センター、マザーズハローワーク等を通じた就業支援等、自立支援策を総合的に展開する。
- 文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、教育費の負担を軽減するための取組を行う。
また、高等教育段階における取組として、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の新設等を含めた独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業を充実するとともに、各大学が実施する授業料減免等への支援を行う。
- 厚生労働省では、「地域若者サポートステーション事業」についての設置拠点を拡充するとともに

に、訪問支援による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による高齢者の日常生活を支援する施策について、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。
- 国土交通省においては、介護・医療と連携して、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したリバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。
- 介護労働者の雇用管理改善については、平成24年度からは、雇用管理改善や人材確保に取り組む事業主を一層支援するため、雇用管理改善に資する制度を導入する事業主への助成措置を実施する。
- 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。「障害を理由とする差別の禁止に関する法律案(仮称)」については、平成25年通常国会への提出を目指す。
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 内閣府では、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査を実施する。
- 内閣府では、市町村が配偶者暴力支援センターを設置、運営するに当たっての手引きの作成について検討する。
- 警察では、ストーカー規制法を適切に運用し、併せて、関係機関と連携し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。特に、長崎県西海市における殺人事件に係る一連の対応を踏まえ、組織的かつより迅速的確なストーカー対策を推進する。
- 警察では、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や必要に応じ、同意を得て面談を行うなど、性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。
- 内閣府では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を関係機関・団体等に配布等することにより、同センターの設置を促進する。
- 文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。
- 「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。
- 総務省では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等非出会い系サイトを介して児童が性犯罪に巻き込まれることを防止し、児童が安全に安心してインターネットを活用できるよう、関係業界による自主的取組を支援する。

第11章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が本週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。
- 地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室（MFICU）、新生児集中治療室（NICU）等に対する財政支援等を行う。
- HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。文部科学省では、中高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。
- 厚生労働省では、がん検診推進事業を引き続き実施することで、がん検診受診率の更なる向上を図る。
- 文部科学省では、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチング等の研究開発を実施する。また、競技力向上を阻害する多くの要因を抱える女性アスリートを長期的、安定的に支えていくためのサポートシステムを構築する。

第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- 文部科学省では、地域づくりに参画する女性人材の育成のための学習機会の充実を図るとともに、男性自身の固定的性別役割分担意識を解消し、男性にとっても多様な選択が可能となるよう、男性を対象とした男女共同参画の学習機会の充実を図る。
- 文部科学省では、学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、厚生労働省等関係省庁と連携し、大学等のキャリアカウンセラーとハローワークのジョブサポーターとの連携の促進等による就職支援体制の強化を図る。

第13章 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 文部科学省では、「女性研究者研究活動支援事業」を実施するとともに、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業において、優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう支援を拡充する。
- 日本学術会議では、科学者委員会男女共同参画分科会において、「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性参画を拡大する方策」について審議を行う。
- 独立行政法人科学技術振興機構において、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施する。

第14章 メディアにおける男女共同参画の推進

- メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。
- 総務省では、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発や児童ポルノアドレスリスト作成・管理を行う民間団体等の活動の支援を行うことで、民間事業者の自主的な取組としてのインターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の導入の推進を行う。
- 内閣府では、管理職・専門職の女性比率等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。

第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成するとともに、研修や業務に役立つ教材を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。
- 独立行政法人国立女性教育会館では、「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を実施する。
- 消防庁では、女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等を推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。
- 内閣府では、東日本大震災における生活再建や、まちづくりを始めとする復興等、災害対応の状況に応じて、女性の参画を含め、男女共同参画の視点を踏まえた取組を更に進める。
- 平成24年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催される国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向け、持続可能な開発への女性の視点の反映や、女性の参画を促進するなど、積極的な取組を行う。

第16章 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 女子差別撤廃委員会の最終見解に対する我が国のフォローアップ報告(平成23年8月)に対し、平成23年11月に公表された同委員会の見解に応じて、民法改正法案成立のために講じた措置について1年以内に報告する。
- UN Womenを始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力に努める。
- 平成24年(2012年)6月にはロシア・サンクトペテルブルグでAPEC女性と経済フォーラムが、同年秋には国連総会第三委員会が、同年10月にはラオスで第1回ASEAN女性問題担当大臣会合が、25年(2013年)3月頃には国連婦人の地位委員会が開催される予定であり、これらの国際会議へ積極的に貢献していく。